

平成25年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第3号）

平成25年6月11日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 1 番 藤村由美子議員
 - 1．男女共同参画行政について
 - 2．消費者行政について
 - 2 番 星 宏子議員
 - 1．除染対策について
 - 2．教育行政について
 - 3．公共施設整備計画について
 - 5 番 佐藤一則議員
 - 1．道路行政について
 - 2．高齢者外出支援タクシー券について
 - 3．公共交通システム計画について
 - 11番 高久好一議員
 - 1．指定廃棄物の対策について
 - 2．年金と生活保護について
 - 3．国保行政について
 - 4．難病対策について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	伴内照和君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	古内貢君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	人見寛敏君	社会福祉課長	松江孝一郎君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	熊田一雄君	水道課長	舟岡誠君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿久津誠君
農業委員会 事務局長	平井英樹君	西那須野 支所長	玉木宇志君
塩原支所長	渡邊勝美君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 邊 秀 樹
課長補佐兼
議事調査係長 石 塚 昌 章
議事調査係 小 池 雅 之

議事課長 白 井 一 之
議事調査係 人 見 栄 作

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

藤村由美子君

議長（中村芳隆君） 初めに、1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） おはようございます。1番、藤村由美子です。

女性として、一市民として、今を生きる大人として、次世代に対して責任を果たしたいと思い立候補を決意し、1,022名の市民の方に信任をいただいてこの議会に送っていただきました。よりよいまちを子どもたちに残すために、小さな疑問や提案を一つ一つ形にしていけたらと思っております。

実は、この場に立ち一般質問を行うのはきょう

が初めてではありません。平成17年、那須塩原市の合併1周年記念行事として同じくこの議場で行われた女性模擬議会において、私は男女共同参画行政について、グループを代表して一般質問を行いました。再質問なしの1回限りの質問でしたが、当時の栗川市長に女性団体からの要望を幾つかお願ひし、市長以下執行部の方々からも前向きなご回答をいただきました。

そして、数年後、女性団体の願ひが届いたのが、男女共同参画行政の位置づけが企画部に変わり、男女共同参画セミナーも復活しました。しかし、現在の議場の中を見回してみますと、男女の割合は当時から余り変化がないように見えます。

男性も女性も、子どもも高齢者も、ハンディがあっても、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを目指すためには、11万7,390人の市民の半数を占める女性の意見の吸い上げが不可欠です。また、社会全体において男性の過剰な働き方が問題視されています。

そこで、議員としての初めての一般質問は、男女共同参画行政から始めたいと思います。よろしくお願ひします。

1番、男女共同参画行政について。

男女共同参画社会実現のために、現在第2次男女共同参画行動計画に基づいて各施策が推進されているところですが、現状と課題についてお伺ひいたします。

まず、男女共同参画社会という考え方について、市政にどのように反映されるのか、市長ご自身が持つ具体的なビジョンをお聞かせください。

現在庁内における女性幹部職登用の状況についてお聞かせください。

庁内において、女性職員並びに男性職員それぞれの育児休業・介護休業の最新の取得実績を教えてください。よろしくお願ひします。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 藤村由美子議員にお答えいたします。

男女共同参画行政についての質問でございますが、の男女共同参画実現のためのビジョンについてですが、男女共同参画行政が最終的に目指すところは、誰もが性別にかかわらず個人としての人権を尊重しながら、男女が互いに責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現であると考えております。

また、男女共同参画と言いますと、女性のための取り組みと過去思われたりしておりましたが、これは男女がともに社会をつくっていくことであり、共同することで多くの可能性が広がっていくものと考えております。

そのため、質問にもございましたが、総合計画で男女共同参画の推進を基本施策の一つに掲げて、第2次男女共同参画行動計画を策定しております。その中で、男女共同参画意識の醸成のための啓発、あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保に向けた取り組み、仕事と家庭の両立支援や環境整備などを進めております。

今後とも、国や県の施策あるいは行動をにらみながら、行動計画に掲げた各種施策を継続していくことが重要と考えています。

市長の考えと、とても強い言葉で、一つだけエピソードを申し上げたいと思います。

実は、5月2日の新聞に、河合正男氏という方が中国のメディア関係では最高の大学の教授に招聘をされた。日光の方です。何でこの人を知っていたかという、全然別の切り口で、東京におったときに来ていただいて話し合いをしました。この方は元ノルウェーの大使でございます。多分知

っていると思うんですけど。これ、男女共同で呼んだんじゃないんです。少子化をノルウェーやフランスで克服したというので、どうやっているか、呼んだ。ところが25年から30年前、時の国家のノルウェーの首相が号令を発して徹底した男女共同の社会をつくろうと、こういうことを発したために、非常に未婚の母がふえたり、あるいは少子化をあっという間に克服したと、こういうお話でした。これは、ですから計画を立てることも大事なんだけど、何かを国家として強力に推進するという力が加わった一例。こういうことを体験して、私は県議時代にもこの話を県の議場でさせていただきました。

このことが何で印象に残ったかという、少子化とか社会の一番の課題、大もともこの男女共同にとても深く関与している事柄で、少子化で呼んだ講師が男女共同を話して、これにとても心を打たれた。今でもそういう印象を強く持っておりますので、これは、物事って計画を立てれば全部進むということではなくて、何かのきっかけが欲しいと、こういう象徴的な例であったと今でも強く心に刻んでおります。

また、の現在の庁内における女性幹部職員登用の状況についてもお答えいたします。平成25年4月1日現在、課長補佐級である主幹以上の職についている職員は136名であります。そのうち女性職員が24名という状況にあります。

また、庁内において女性職員及び男性職員それぞれの育児休業・介護休業の最新の取得実績についてもお答えをさせていただきます。

まず、育児休業については、平成25年4月1日現在、14名の女性職員が取得中であります。なお、男性の取得者は現在はありません。

次に、介護休業であります。育児休業・介護休業法の中で地方公務員には適用されないことが

ら、那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の休暇に関する規定の中で介護休暇として対応しております。介護休暇の取得状況につきましては、昨年度、男女ともそれぞれ1名が取得しております。今年度においては、平成25年6月1日現在、男女ともに取得者はありません。

こういうお答えをいたしました。先ほど感想で述べた中で、河合元大使がノルウェーのこれもびっくりしたんですよ。奥さんのパートナーの産休あるいは育児休暇を男性が96%以上とっている。これもうそだと思いましたよ、聞いたとき。うそだと思うなら行って見てこいと言われましたけど。そういう状況で、とつてもこの開きは、それは世界の最新事例だと思いますが、こういう国もあるんだなということで、一歩でも近づこう努力はしなければいけないと、こういう認識でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 市長、ご答弁ありがとうございました。

期せずしてノルウェーのお話をいただきまして、私、平成14年、栃木県女性の海外研修でノルウェーに行ってまいりまして、当時、河合大使にお会いしてまいりました。

ノルウェーのまちの中で、街頭インタビューなども突撃でやったんですけども、お父さんたちがベビーカーをたくさん押して歩いているんですね。パパ友同士がベビーカーを押して並んで歩いている姿をたくさん見ました。突撃インタビューをして、「ノルウェーではパパ・クォータ制度でお休みがとれるそうですね」というふうにインタビューしましたら、「そうだよ、私の伴侶はあなたたちと同じ東洋系の妻だけれども、きょうは彼女が仕事に行っているの僕が子どもを見ている

んだ」と彼は答えてくれました。そのときのことを思い出しました。あのときのノルウェーの光景が早く日本にも訪れないかなというのが、私の夢です。

ビジョンをお聞かせいただきまして、男女共同参画行政について、今、計画に基づいて施策が進められているとのこと、きっかけが大事ということを市長がおっしゃっていましたので、やはりリーダーの指導力、明確な方針が打ち出されることが一番影響力が強いのではないかと私は思いました。

今市長ご自身がおっしゃった、計画だけではなかなか進まないということなのですが、今その計画に従って着実に進行しているか、成果を上げていると実感をお持ちかどうか、お伺いいたします。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 男女共同参画行動計画の成果というところでございますけれども、2次計画につきましては昨年度からということで、まだデータ等の集積をやっているところでございますので、これからということになります。

1次の計画の中では、かなり状況が好転したというふうに見ております。さまざまな点で効果があったかなというふうに見ておりますけれども、その中で課題というところで挙げれば、DVの関係等が2次計画にもまた引き続きのってきているというようなことで、その辺が一つ大きな課題になっているかなというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

第1次行動計画の結果、ある程度効果があった、好転している、課題としては、DVについてが今後課題であるとのことご回答、ありがとうございました。私自身もDVの問題についてはまた機会を改

めて、自分で勉強して、質問する機会を持ちたいと思っております。

行動計画に従って進んでいる状況ですが、私はまだまだ歩みが遅いと感じている部分もございますので、次の質問に入りたいと思います。

ですが、先ほど伺いました女性管理職は補佐級以上で136人中24名というお話でしたが、ちょっと私今計算機を持っていないんですが、全体の何%になりますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 主幹以上で女性の占める割合でございますけれども、17.6%という状況でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

国際的に見て、日本は政策決定の場における女性の進出がおくれているということは周知の事実ですが、市職員の女性管理職をふやしていくことについては、審議会においても何度となく指摘されているはずですが、長く踏襲されてきたやり方を新たな角度から見直したり、市民生活に直結するさまざまな施策に関してきめ細やかな市民サービスを提供するためには、女性の感性や視点が市政に大きく貢献できるものと思っております。

平成17年度5.5%だった女性管理職が20年度にはゼロ%に一旦落ち、21年度に2.8%、現状が17.6%ということで、少しは上がっておりますが、なかなか大きくふえないことについて、どのように市としては捉えているのでしょうか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 基本的な人事の登用につきましては、男性女性区別なく適材適所にと

うことで、市の置かれている喫緊の状況等を把握しながら、誰をどこに持っていきばいい行政が進められるかということをもとに基本的な考え方をしております。決して男性だから女性だからという観点で人事異動を行っているわけではございません。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

現場において男性も女性もそれぞれ力を発揮されていることとは思いますが、ここで私が問題としているのは、政策決定の場における構成比の問題なのです。女性の管理職比率が高いと生産性も高いというデータもあります。市民のニーズを的確につかんで柔軟な発想で決断するためにも、できるだけ人口比率に比例した状態により近い状態であることが望ましいと私は考えます。ごく自然の発想だと思います。

栃木県男女共同参画地域推進員としても、行動計画の中に目標値を入れるべきとの意見をこれまで出してきましたが、現在行動計画の中に女性の方針決定過程の目標値が入っていないのはなぜでしょうか。教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 各審議会等における女性の割合というものについては、30%に目標を掲げさせていただいております。職員に対しての目標値というのは考えていないというふうなことはありますけれども、それらについては、先ほど総務部長から答弁があったような内容で考えていないところでございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 考えていないというのは非常に残念なことだと思っておりますけれども、事業番号40番として「市女性職員の方針決定過程への参画促進」という項目が挙がっている以上、あ

る程度目標数値があってもいいのかなという気がいたします。

男女区別なく適材適所というのはもちろんわかりますが、男女ともに全く同じスタートラインからスタートして、全く同じ研修を受けられるようになったのはいつからでしょうか。教えていただけますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 合併以前の各旧市町の状況というのはちょっと把握してございませんけれども、合併以降につきましては、男女の区別なく、同じように研修等は実施していると、受けられる状況であるということでございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 合併後はということですが、現在例えば幹部職に昇進できる可能性のある女性の年代というのは、かなり私よりも少し上ぐらいの方だと思うんですけども、その方たちが社会に出たころには、男性と女性が全く同じ研修を受けられるという条件にはなかったと思います。

私自身も社会に出て勤めておりましたけれども、男女雇用機会均等法ができたタイミングで結婚して仕事をやめましたので、それ以降であれば、男性も女性も隔たりなく同じ研修を受けた方が多く社会にも出ているのかなと思いますが、今現在その適正な年齢に当たっている方が、研修をたまたま受けていなくて、力が発揮できていないというのであれば、ぜひその方たちに何とかチャンスを与えられるようなことができないのか、そういう点で今回質問を取り上げさせていただきました。

男女の区別なくというのは、先ほども申しましたが、同じスタートラインで同じ状況で比べる場合にはいいんですが、いきなり強制的に人数を女

性に割り当てましょうというお話ではありませんので、まずは目標値を設定して鋭意努力しましょうという提案です。

国では、国連の女子差別撤廃委員会から政治分野、行政分野、雇用分野などにおける女性の参画を拡大するためのポジティブ・アクションの導入が要請されていることを受け、第3次男女共同参画基本計画において、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待するという目標を掲げ、その達成のために実効性のある積極的改善措置を推進するとしています。

この積極的改善措置については、那須塩原市男女共同参画推進条例にもはっきり記載されております。脈々と受け継がれてきたある不均衡な状態が残っている場合は、まずは一定のラインまで低いほうを引き上げる努力をしましょうというのが、ポジティブ・アクションと言われる積極的改善措置だと私は理解しています。この考え方は、ある不均衡な状態を是正していく過程では特に必要だと考えます。

ぜひ一定の目標数値を設定していただき、それに向けて具体的に各部署で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もし具体的に私が提案していいのなら、例えば女性職員に昇進の内示をした際に、本人が不安に思っているスキルがあった場合、それについて研修を受けさせるとか、人間関係で悩むならば助言をしてくれるメンターをつけるなどと、ちょっと背中を押すような施策があれば、ちゅうちょしていた女性も一段階上がれる可能性があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 先ほど2020年までに

30%というお話でございましたけれども、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、目標値を掲げることがいいかどうかというのはちょっと議論の余地があるかと思えます。そういった中で、基本的な考え方として、能力のある方にはどんどん昇格をしていただくというのが基本的な考えでございます。それが男性だから女性だからということではないということをご理解をいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 失礼いたしました。

背中を押すとかというようなお話でございましたけれども、現在におきましては男女の区別なく、全て研修というのを均等に受けるということで実施しております。そういった中で、初めて管理職等になる場合には、それらの管理職研修等も平等に受けて、それでスキルアップにつながっていければという考えのもとで研修等も行ってまいります。そういったときには積極的に研修等にも参加をしていただけるような配慮はしたいというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 積極的改善措置についてなかなかご理解がいただけないようなので、この点については今後も、次期行動計画に間に合うように私も取り組んでいきたいと思えます。

市民にとって重苦しい役所は遠い存在です。これから市民協働を進めていこうという方向性がはっきりしている中で、明るく親しみやすく市民が積極的にかかわりやすい役所になるためには、ぜひ国の目標に準じた数値を設定して、役所内の仕事の生産性を上げていただきたいと思えます。

では、次の 〇の再質問に入ります。

男性の育児休業取得者が今現在はゼロということでしたが、昨年度はありましたでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 昨年度24年度、23年度についてはゼロでございました。ただ、22年度には男性1名取得をしております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。男性の育児休業があったということは、うれしく思います。

第2次那須塩原市男女共同参画行動計画において、育児休業の取得目標を教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 育児休業の目標値ということで、行動計画のほうには目標値は掲げてございません。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 子ども・子育て白書の中の「男性の子育てへの関わりを促進する」という項目の中で、「仕事と家庭の両立については、男女を問わず推進していくことが求められる課題である。父親に対しても子育ての喜びを実感したり、子育ての責任を認識しながら、積極的な子育て参加を促進していくことが一層求められている。また、男性が子育てや家事に関わっていないことが女性の維持就業を困難にし、少子化の一因となっている現状がある」と書かれています。

子育てとは、母親だけでなく、子どもにとっても、父親にとっても大変貴重な時間であると思えます。父親にもたっぷりその貴重な時間を持てる権利があってもいいと思えます。

市民に対し父親の育児参加を啓発する立場である市役所から、ぜひ男性の育児休暇取得者をもっとふやしていただきたいと思えます。

父親自身もきっと幸せを実感できるはずですよ

で、栃木県で募集したイクメン奮闘記を読ませていただいたとき、父親の育児参加は家族のきずなを深めるために本当に大切なことなんだと痛感しました。

少子化対策としても非常に重要なポイントであると思いますので、目標値をぜひ設定して、父親が育児にかかわりやすい環境づくりに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

時間もありますので、男女共同参画については、取得目標を設定していただくお願いをして、終わりにいたします。

次に、消費者行政について

平成21年度に消費者庁が発足してから、地方消費者行政の強化支援が進められてきました。当市の消費者行政における現状と課題をお伺いします。

消費者行政について、現在何が一番重要な課題であると認識されているのか、市長のお考えをお聞かせください。

消費者行政において、相談窓口は大変重要な役割を担っていると考えますが、消費生活相談員の業務とはどのようなものであるか、市としてどのように捉えているかをお聞かせください。

那須塩原市における年間の消費生活相談件数は何件ですか。昨年度の当市における振り込め詐欺の被害金額は幾らですか。

当初3年程度を予定して導入された消費生活行政活性化基金の制度が現在なお延長されていますが、総額幾らを何に使ったか教えてください。

現時点での消費生活行政の組織と体制で十分であるとお考えでしょうか。市長にお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） それでは、2の消費者行政につきまして、まず 消費者行政につい

て、現在何が一番重要な課題であると認識されているかについてお答えをいたします。

消費者行政は、消費にかかわる被害相談に対し、行政機関が解決方法などをアドバイスしたり、被害者と業者の話し合いの仲立ちをしたりすることであり、本市は身近な相談窓口として消費生活センターを設置しております。

現在、消費生活センターの相談で最も多いのはインターネット関連の苦情であり、一番重要な課題は、被害発生を未然に防止することであると考えております。

次に、 の消費生活相談員の業務及び市としてどのように捉えているかについてお答えをいたします。

消費生活相談員は、消費に係る苦情相談に対し親身になって話を聞いて、公平な立場での適切な助言や情報提供を行うとともに、消費者と業者の話し合いの仲立ちや、相談の内容によっては弁護士会など関係機関への橋渡しを行っております。また、被害者発生を未然に防止するため、市民対象の出前講座等の啓発活動を行っております。

このように消費生活相談員は、消費者からの相談に対し、広範囲な分野の法的知識や聞き取り能力を必要とされる専門職であり、消費者行政の推進に重要な役割を果たしていると考えております。

那須塩原市における年間の消費生活相談件数及び昨年度の振り込め詐欺の被害金額についてお答えをいたします。

平成24年度の消費生活相談件数は744件であり、そのうち苦情相談が613件、問い合わせが131件でありました。

平成24年度の振り込め詐欺については、那須塩原警察署によりますと、管内における平成24年1月から12月までの件数は4件で、被害額は約620万と聞いております。

の当初3年程度を予定して導入されました消費生活行政活性化基金の制度が延長されているが、総額幾らを何に使ったかについてお答えをいたします。

消費生活行政活性化基金は、県及び市町村が実施する消費生活相談や消費者行政の充実を図るために、国の交付金で県が造成した基金でございます。

この基金から本市に補助金として交付されました平成21年度から24年度までの総額は、781万7,793円です。その使い道につきましては、消費生活相談員養成事業に354万1,420円、消費者教育・啓発活性化事業に234万8,783円、消費生活センターの機能強化事業に107万4,058円、消費者行政活性化オリジナル事業に61万6,592円、消費生活センター相談員レベルアップ事業に23万6,940円となっております。

の現時点での消費生活行政の組織と体制で十分であるかについてでございますが、現在の組織体制は、生活課消費生活係、消費生活センター所長及び消費生活相談員5名で構成されており、今後も消費生活相談員と密に連携を図りながら、この体制で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

それでは、関連しておりますので、と について共通の再質問を行います。

市長からお答えいただけませんでしたでしたが、部長からのお答えでは、被害の未然防止が最重要課題であるとのお答えでした。

被害を未然に防止するためには、市民への啓発というものが非常に大事なのですが、私、現場で6年間相談業務に取り組んできた中で、年々加速度的に相談内容が複雑化し、広範囲で高度な知識

を要求される非常に厳しい職務であると実感しておりました。まして、何の法的手段も持たない非常勤の相談員が、場合によっては市民の財産を直接的に守るといふ重責を担っているわけです。相談窓口の強化は、市民の財産を守る上でも非常に重要な課題であると思っております。

その重責を担っている消費生活相談員が一人前になるのに何年必要であると思われませんか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 相談員さんにつきましては、いろんな資格とか、そういったものも必要ということで、専門相談員とか、生活アドバイザーとか、コンサルタントとか、生活リーダーとか、いろんな研修を受けていただきまして、それで相談員になっていただいているという状況でございます。

ですから、何年で一人前になるかというのはちょっと存じませんけれども、そういったいろんな法的なものも含めて、知識的なものも含めて、そういったものがないと相談員としてはいろんな相談に対して対応できないということで、相当な数年の年数はかかるんじゃないかなという気はしております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 消費生活相談は広い分野にかかわるため、たとえ資格を取得してもすぐには通用しません。全く同じ相談はないと言われておりまして、幾ら似ていても同じ解決策が当てはまる相談は二つとありません。ですので、マニュアルがないのが常識の業界です。そのため、ある程度相談経験を積んで、積み上げた経験から幾つかの解決策を相談者に提案できるようにならなく

てはなりません。

市民から寄せられたさまざまなトラブルについて、単に別の窓口を紹介するだけでなく、あらゆる方法を探り、丁寧に説明し、解決まで導くためには、業界では一般的に一人前になるのに5年かかると言われております。5年かけて一人前、それからやっと本領を発揮できるわけです。

那須塩原市民のために、このようなスキルを積み上げた相談員を継続的に確保することが大変重要であると考えますが、その点についてはどう思われますでしょうか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 議員がおっしゃいますように、当然経験を積んで、資格だけじゃなくて、経験も当然必要ということになると思いますので、そういったことも含めて、そういった相談員さんを確保するということが大変必要だなというふうに感じております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

できるだけスキルアップしたベテラン相談員を養成もしくは確保することが重要であるとの共通認識が確認できました。

都市部と違って県北では、継続的に資格取得者である人材を確保することは非常に困難です。その点を十分に留意されて、人材確保並びに育成の長期的な計画を練っていただくようお願いいたします。

では、 について再質問を行います。

消費生活相談には、先ほどご紹介いただきましたように、相談に対して助言をして自主交渉を促すもの、あと、適切な法的な専門機関等につなぐことのほか、事業者との間に中立に立ってとお

しゃったのが「あっせん」という言葉になります。が、このあっせんというのが大変特徴的な仕事です。弁護士などの法律の専門家の手を煩わせることなく、消費者と事業者との間に中立に立ち、粘り強く交渉して双方の妥協点を見つけ、解決させることができるのです。これが消費生活センターの力の見せどころだと言えます。

相談件数の傾向から見ても、今はインターネットにかかわる相談がふえていることと、あと、高齢者から高額な現金を一気に奪い取ろうとする投資関連の詐欺が急増しています。栃木県警のホームページでも振り込み詐欺の注意速報が出ています。平成24年度、栃木県全体では、振り込み詐欺の被害金額は5億5,300万円にも上ります。これほど多額の市民の貴重な財産が失われているのです。

啓発としては、新たな手口をいち早く市民に伝えて、強固な地域をつくって地域ぐるみで防御することが必要だと考えます。悪質商法が入り込みにくい地域社会をつくるために、市としても、消費者トラブルではどのような手口がふえているのか、実害はどの程度なのか、常に状況を把握する必要がありますと考えますが、どのように状況を把握し、今後の施策展開に準備されていますか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 議員さんおっしゃいますように、栃木県全体としては5億5,300万という振り込み詐欺ということで、特に相談員さんからいろんな苦情とか、そのほか警察のほうからの振り込み詐欺の情報とか、そういったものを含めて、今いろんな苦情関係の内容をどういった形で今後対策したらいいのかという形で課の中では考えておりますけれども、特に苦情相談で多い

のが、先ほど言いましたインターネット関連のほか、多重債務の融資関係とか、そういった苦情が非常にふえております。

振り込め詐欺につきましては、特に、必ずもうかるとか、お金を借りるのに先に保証金を支払えとか、あとは、かわりの者にお金を渡してとか、そういった形の手口がふえていて、先ほどおっしゃっているように、非常に複雑になってきていると、特に振り込め詐欺についてはそういった傾向にあるということでございまして、それに対してどのように今後政策的にそういった防止を図るんだという話になると思うんですが、それにつきましては、特に未然防止をするために、広報関係もしくは出前講座関係、あと消費者セミナーということもございます。そういった形で、市民の皆様がそういった内容、実情はどうなんだということを十分情報を提供いたしまして、それについて十分気をつけてもらうという形で進めたいと思っております。

特に振り込め詐欺につきましては、家族のきずな、これを深めることが十分大切であると、日ごろからよく話し合いをするということが言われております。そういった形で今後、周知・啓発関係を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

相談情報のさらなる精査と、今後も、警察やまた金融機関などとの連携も非常に効果があると思っておりますので、連携を高めて、市として、悪質商法の入り込むすき間のないまちづくりを目指していただきたいと思っております。

実は、振り込め詐欺のように詐欺として被害を特定できるものだけが消費者被害の実態ではありません。本人が家族に知られることを恐れて申し

出ていないケースもありますし、被害とは断定できなくても、限りなく悪質な手口に乗せられて、気がついたら不必要な契約をさせられてしまったというケースも多く見られます。このようなケースでは、交渉の余地があると思われる場合、相談員が粘り強い交渉の末に、相談者が支払ってしまった金額を取り戻すというようなこともあります。

それらを含め、相談窓口で対応している市民の財産である契約金額がいかにか大きなものであるかをぜひ市としても再認識していただきたいと思っております。

次に、 について再質問をいたします。

基金の使われ方について、5項目について大きな項目でお知らせいただきましたが、費用対効果で考えたとき、基金の使われ方はどのように評価できるでしょうか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） この基金につきましては、平成21年度に消費者庁が発足してから、地方消費者の行政強化を支援するということができた基金でございます。

特にこの強化支援につきましては、消費生活相談の体制の強化とか、相談員の研修のバックアップとか、そういったものを解決するために特に強化するといったことで基金ができたという経過がございます。うちのほうの4年間の基金の状況は先ほど答弁させてもらった内容でございますけれども、中身にしますと、人材の養成をするための相談員の養成事業、これが最も大きな金額を使っております。それだけからいいますと305万1,000円ほど使っております。

そのほか、教育・啓発関係とか、そういった関係で234万8,000円という金額を使用している状況でございます。特に相談員さんの報酬関係、そ

れに研修のレベルアップ、相談員さんのレベルアップを図るためにそういった使用をしているという形でございまして、具体的に費用に対する効果がどれだけあったかということは細かい試算はしておりませんが、今回の基金を使って非常に効果があったんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。基金で非常に効果があったというお答えをいただきました。

先ほど、いろいろ今後どうするかという話の中で、広報が大事だという話をされていましたが、この啓発グッズというのは、ばらまきの配布物だけでは費用をかけた割に効果が見えにくいと感じます。

それで、消費生活と環境展などというのは、市民にアピールするには絶好の機会だと思っております。ところが来場者に地域の偏りがあるようなんですね。せっかく基金があったので新たな企画で多くの市民に啓発するような使い方もできたのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） もちろん、消費者展とかそういったイベント関係で、単純にそういった啓発関係で啓発グッズをばらまいているだけということじゃなくて、いろんな講演会の講師のほうの謝金関係もこの中で使っておるものですから、単純な消耗品じゃなくて、いろんな講習も含めて、消費者展も、今お話あった消費者展に偏った方が来ていらっしゃるんじゃないかなというお話については、ちょっと認識不足がございましたけれども、いかに消費者展をそのほかのイベント

も含めて、お祭り関係の巻狩祭りとか、そういったときに消費者関係のPR、今の消費者情勢のこういったもので今問題になっていますよと、未然に防止するためにこういったものについて注意してくださいといったことについては、そういったお祭り関係のイベントでもやっておりますので、単純なばらまきだけでなく、そういったイベントについても十分中身を精査しながら進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

では、相談員のスキルアップ研修費用としてもかなりの金額を基金から使ったと思いますが、これは当然必要な経費なのですが、基金がなくなった後はどうしますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 当然これは必要な経費でございますので、金額的な云々はございませぬけれども、当然そういったスキルアップも含めた費用については、基金あるなしに関係なく必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 基金は時限式なので、いつまでも使えるものではありません。いずれ市が独自で予算を確保しないと、消費者行政は、せっかく強化が進められてきたにもかかわらず、基金が打ち切られた時点で歩みをとめてしまいかねません。

もともと地方消費者行政は、都市と比べて、センターがなかったり、相談員の人材不足であったりと、自治体によって住民サービスに格差があったことから強化策がとられたものです。

基金創設以前は、不安定な身分である非常勤の相談員が、長く自腹で研修を受けてきた経緯があります。基金が創設されてからは、休日をつぶして、なおかつ少ない報酬の中から自費負担で研修に参加するということが減りましたが、今後、基金が打ち切られた後、再び相談員個人の負担でスキルアップの研修を行わなくてはならなくなれば、やっと育成し確保した相談員の負担が増すばかりでなく、経済的理由から研修への参加が消極的になることも考えられます。ますます高度化し複雑化するさまざまな消費者トラブルに対処するために、相談員のスキルアップは必須です。

高齢者を初め市民の貴重な財産を消費者トラブルから守るために、窓口業務強化のため、研修費用は何としても確保していただきたいと考えております。財源にかかわることなので、ぜひ市長に基金終了後をにらんでの予算確保についてお考えをお聞かせいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 先ほどお話ししましたように、これについては十分必要な経費だというふうに認識しておりますので、金額については何とも言えないんですけれども、こういったものについてできる限りそういったもので予算化したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

残念ながら市長からお答えをいただけなかったんですが、できる限り予算を確保していただけるということでしたので、少し安堵いたしました。

では、最後の について再質問を行います。

現在の消費者行政の状態なんですが、この状態で当分いくというおつもりであるというお答えだ

ったんですが、現在、那須塩原市では、消費者相談窓口と消費者行政の中枢部が離れた状態が長く続いています。現場の緊迫感が伝わらないまま、離れたところで消費者行政の施策がさらさらと打ち出されていくことに不安を感じていました。

また、消費生活センターが広い那須塩原市の最北端に位置することから、市民にとって、特に自力で移動できない高齢者や、タクシー代はおろか10円の電話代すら困窮している多重債務に苦しむ相談者にとって、不便な場所であることは否めません。

この点について、やり方によっては私は基金の有効活用もできたのではないかと考えています。今となっては那須塩原市独自の予算で今後対応していくしかないと思われませんが、今後、市民がより相談しやすい窓口をどこにどのように設けるのか、再考する必要があるのかないのか、検討中の課題や方向性があれば教えてください。お願いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） ただいま消費生活センターの事務所が離れているんじゃないかというご質問でございましたけれども、離れているというか、いきいきふれあいセンターの中に消費生活センターがあると。本庁はこちらの場所にありまして、距離的には離れている形にはなっておりますけれども、そこにはセンター長がおります。本庁のほうの生活課の中に消費生活係もおります。そういった中で、距離は離れてはございますけれども、連携を図りながら進めてまいりたいと。黒磯の近く、那須塩原からいけば距離が大分北にあるんじゃないかなというお話でございますけれども、これは本庁だけじゃなくて、支所、出張所もございますので、いろんな連携を図りながら、距

離的には離れているかもしれませんが、そういったところで連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 離れていても所長がいて、それで何とかなるんじゃないかということではあるんですけども、例えば栃木県のセンターでいますと、もともと男女共同参画センターに相談窓口がありまして、県庁のほうに今回移動したのは、基金を使って移動したんですね。そのことによって消費者行政が格段に機動力を増したと私は思っております。やはり政策を打ち出すところと実際に窓口として動くところが近くにあれば、より機動力を発揮するということがあります。

先ほども消費生活と環境展のことを申し上げたんですが、旧西那須・塩原の方の来場者が統計的に少ないというのが出ていたと思います。もう少し市の中心部に消費生活行政に対する発信できるものが、もしくは相談窓口があれば、一番市民にとって使いやすいのかなというふうに思っております。

また、独自で予算確保が難しいということであれば、広域でセンターを設置し、さらに専門性を高めるという方法も考えられますが、それは他市町の行政もかかわってきますので、簡単に結論は出せないと思っております。

今後も継続的な相談現場へのバックアップを期待するとともに、これからもさらに市民を取り巻く消費生活相談の実態を迅速につかみ、長期的な施策づくりに取り組んでいただくよう切にお願いし、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、1番、藤村由美子君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時08分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

星 宏子 君

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） こんにちは。2番、公明クラブ、星宏子です。

このたび、初めて一般質問をさせていただきます。これから議員として、女性ならではの視点で、暮らしやすい安心・安全な那須塩原市を築くために、一生懸命に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いたします。

質問させていただきます。

1番、除染対策について。

小中学校のグラウンドは除染作業が終了いたしました。が、那須塩原市除染実施計画優先対象施設等の順位の1番に通学路、側溝と記載をされております。まだまだ通学路、側溝の除染作業は進んでいないと考えております。

今後の対策について計画をお伺いいたします。

学校のグラウンド以外の場所、遊具回り、花壇、芝生、倉庫の雨どい下など除染対象としているのか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） お答えいたします。

除染対策についての質問でございますが、除染対策、とても間口が広くて、とても膨大な量、現在毎日進行中であります。

今回の質問につきましては、学校のグラウンドあるいは通学路と、こういうものに限定しておりますが、私、初めて先日、除染センターの除染隊の激励に副市長、総務部長とお邪魔しました。当日は、3週間ぐらい前でしたけど、四百何十人がありまして、全部ヘルメットでとても壮観、四十何班、これ毎日今続けてありまして、こんな仕組みは多分県内では聞いたことがないと、こういう状況の中で進んでおります。

エピソードを申し上げますと、行ったときにヘルメットをかぶった中に髪の毛の長い方がいるので、男性かなと思ったら若い女性の中に入っているんですよ。どういうことですかと伺ったら、1人女性がいたら、男女共同ではありませんが、とっても仕事がスムーズにいく、あるいは相手との対話が抜群の効果を発揮すると、こういうことで、全然関係ありませんが、男女共同、女性の視点からという今の質問でございましたので、そういう形の中で、とても数多いものが今毎日、除染対象で除染が一つずつ決着していると、全体としてはそういう流れの中でございます。

今後の除染対策について、今後の計画についてお答えしたいと、那須塩原市の除染実施計画は、除染に関する市の基本的な考えを示したものであります。

除染作業は、作業に伴い発生する除去土壌等の仮置き場を確保した上で早急に取り組むべきものと考えておりますが、ご存知のように、国の最終処分場が全く決まらないため、仮置き場もなかなか決まらないうと、そういうことがありまして、いまだに除染の処分場、仮置き場の見通しが立たな

い状況で進んでおります。そのようなことから、土壌等を敷地内に埋設保管できる施設から、除染実施計画に定める優先順位に基づき除染作業が行われております。

通学路や側溝等については、堆積土砂やコケの除去及び路肩部の除草が有効な手段と考えておりますが、これらの保管場所の確保ができないことから、除染作業が進んでいない状況となっております。

笑い話のような話を申し上げますが、ある町で、通学路の除染をして苦情が来たと、持っていく場所がないので反対側へやったと、道路の反対側に対してきちっとやったと。誰がやってんだこんなこと、うちの前へ並べると、実際に持っていく場所がないとそういう現状も起こっているということで、その後お聞きしたらストップしている、こういうお話も伺いました。

これらの保管場所の確保ができないことから、現在は除染作業が通学路についてはなかなか進んでいないと、こういうことをお答えさせていただきます。

今後は、国の最終処分場の動き等を踏まえて、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、地域と連携した線量低減化地域活動支援事業などを活用して進めていきたいと思っています。

続きまして、学校においてグラウンド以外の場所も除染対象にしているかについてもお答えいたしますが、市の除染実施計画では、学校敷地内は全て除染対象区域であり、お尋ねのあった場所については、優先順位を1位と位置づけておりますので、ぜひそんな考えの中で今後も進ませていただきます。

以上、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

先ほど市長からご答弁をいただき、ありがとうございました。

通学路は、仮置き場が確保されていないと除染をするのが難しいというお答えでしたので、仮置き場の確保もこれから取り組んでいかなければいけない問題だと考えております。

また、質問の学校のグラウンド以外の場所の除染につきましては、第1位として除染対象として考えてくださっていると伺いをいたしました。

今後の除染対象としてのお考えでしたが、今後の除染のスケジュールなどございましたら教えていただければと思います。

また、こういった除染の対象なんですけど、市内全部の小中学校が対象となりますか。また、どのような内容で除染をするのかお尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまの星議員さんの通学路を含めて、敷地内等での除染のスケジュール等のお尋ねがございましたが、ご案内のように、学校のグラウンドの表土除去というものにつきましては、既に終了はしておりますが、一部、広大な学校敷地の中には除染ができなかった箇所や、あるいは雨水とともに土砂が流れ込んで比較的高い値を示しているところも出てきたと、こういうこともございます。

今後は、今申し上げました早急の対応としては、学校現場では児童生徒に対して、長時間立ち入りなどを制限するということで指導を行ってきたところでもありますが、今後の除染の考え方につきましては、先ほど市長のほうからもお話がありましたように、敷地内での保管、これを前提としていることから、放射線量の測定をし、基準線量より高い箇所、これについては順次除染をしてまいりたいと、このように考えておりますが、今後の

スケジュールあるいは除染方法につきましては、今後、関係部局との検討、すり合わせ等が必要になってくることから、現時点ではまだ詳細なスケジュールをお示しできない状況にあります。

いずれにいたしましても、関係部局との協議あるいは学校現場との調整を踏まえながら進めていくことになると考えています。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

子どもたちが一日の大半を過ごす学校の中でのことですので、スケジュールの各関係機関との打ち合わせなどもあるかとは思いますが、できれば早い時期にやっていただけるように調整をしていただければと考えております。よろしく願いいたします。

また、除染のことにしてなんですが、公共施設ではありませんが、放課後子どもたちが集まる塾なども、一般家庭で18歳以下の子どもがいる家庭として除染対象としていただきたいと考えておりますが、そういった計画などはございますでしょうか、お聞かせいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） ただいま塾などが除染対象というお話でございましたけれども、基本的に放課後児童クラブとか、それに準じた施設、お子さんをお預かりしている施設、そういう点につきましては除染対象ということで実施してきたところでございます。

塾をどうするかということにつきましては、まだ今までちょっと検討したことがございません。そういったことで、子どものいる空間ということで、環境省のほうとも協議をしたいというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいま答弁が漏れたということかもしれないんですが、星議員から全部が対象かと、このようなお尋ねがありました。基本的には基準線量の高い箇所について実施をしていくということですので、全てこれが対象かということについては、その都度の線量の測定によって判断をしていく、このようなことになるかと思えます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

放射線は、水が流れるところ、ほこりのたまるところにたまりやすくなっております。その時々で高いところ低いところが出てくるかとは思いますが、その都度、高いところがございましたら実施をしていただけるように、今後よろしく願いをいたします。

この除染対策についての質問は終わらせていただきます。

続きまして、2番、教育行政について質問をさせていただきます。

近年、いじめや不登校、体罰等、教育問題が山積しております。未来の市を支える大切な人材を育てるために、市の教育行政についてお伺いいたします。

スクールカウンセラー、心の相談員の配置の現状についてお伺いいたします。

平成24年度那須塩原市の教育要覧にある特別支援教育の推進において、「幼・保、小、中、高の連携と個別の教育支援計画の作成による継続した指導・支援」と記載されておりますが、現在はどのように取り組んでおりますか。お聞かせいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、私のほうから、教育行政につきまして幾つかご質問がございましたので、お答えを申し上げたいと、こう思います。

まず、1つ目のスクールカウンセラー、心の教育相談員の配置状況についてでございます。

まず、スクールカウンセラーの配置でございますけれども、これは県が実施をしております事業となっております。本市におきましては、拠点校と対象校を合わせて、10の中学校全てと、それから小学校4校にスクールカウンセラーの配置をしております。

加えまして、東日本大震災において避難をされました児童が在籍をしております小学校7校につきましては、緊急スクールカウンセラーの配置という形で配置がされているところでもあります。

また、本市独自の取り組みといたしましては、児童生徒サポートセンターに4名のカウンセラー、内訳ですけれども、臨床心理士が2名、心理判定員が1名、作業療法士が1名、計4名が配置をされておまして、必要に応じて学校や保護者、児童生徒を支えておるといったようなことでございます。

また、学校における取り組みとしまして、児童生徒の悩みに対応できるように心の教育相談員、こちらを小学校では昨年に比べまして2校ふやしまして10の小学校に、中学校につきましては5校に配置をしているというようなことが現在の状況でございます。

次に、幼・保、小、中、高の連携と個別の教育支援計画の状況についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

本市の特別支援教育におけます幼・保、小連携につきましては、教育委員会で発達支援リレーシ

ート、これを作成いたしましたして、平成23年度から就学相談を行った全保護者を対象に配付をし、園と小学校が配慮を要するお子さんの実態について十分に引き継ぎがなされるように依頼をしているところであります。

小中の連携につきましては、中学校区ごとに、年度末や年度始めに小中の各担任あるいは担当者同士が直接会い、配慮を要する児童についての引き継ぎを行っております。また、配慮を要する児童生徒の継続した指導・支援につきましては、中学校区ごとに特別支援教育部会、これを位置づけている学校が市内ではふえてきております。

次に、中高の連携でございますけれども、これにつきましては、県の教育委員会から「発達障害のある生徒の指導内容等の中学校から高校への引き継ぎ」についての通知が発出されておまして、本人、保護者の了解のもとに、個別の指導計画や引き継ぎ書類等を作成、活用して中高の連携を現在図っておるところであります。

また、今年度から市の教育委員会におきましては、配慮を要する児童生徒の継続性、一貫性のある指導・支援をさらに進めるために、国の早期教育相談・支援体制構築事業、この委託を受けまして、就学前から教育相談体制に取り組んでおるところであります。今後さらに保護者、学校、関係機関と連携が図れるように、体制をさらに充実をしていきたいと、このように現在考えているところであります。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

番、スクールカウンセラー、心の教育相談員の配置の現状についてなんですが、拠点校と、あと福島のそういった災害で避難をしている児童7

校に緊急のスクールカウンセラーを入れていると、実施している小中学校とあるんですが、まだまだ全校にというふうにはまだ至っていないかと思われます。

今後、スクールカウンセラー、心の教育相談員の加配の予定はあるか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お答え申し上げます。

まず、スクールカウンセラーでございますけれども、先ほど申し上げましたように、これは県が進める事業となっております。予算措置が県であります。私どもとしましては1校でも多く、1人でも多くのスクールカウンセラー配置を毎年要望しておるところでありますけれども、全県下の事業となっておりますので、引き続き増員につきましては要望してまいりたいと、こう思っております。

また、心の教育相談員の配置ですが、こちらにつきましては市の予算で措置をしております。議員お尋ねのとおり、残念ながら全校をカバーできるだけの人数とはなっていない現状がございます。配置されていない学校につきましては、先ほど申し上げましたように、児童生徒サポートセンターに配置をしております市のカウンセラーのほう、学校のほうの対応をするというようなシステムを現在とっております。カバーをしているというところでございます。こちらにつきましても当然のことながら予算の伴うものであるのと同時に、スクールカウンセラーにつきましても当然ですけれども、資格を有する、そういった専門の人材をどう確保するかということも同時に大きな課題であろうと、こう思っております。

両方合わせまして、今後とも充実していくよう

に、要望あるいは予算措置等の検討もさせていただければというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

心の教育相談員は市で賄うということでしたので、スクールカウンセラーもまだまだこれから県のほうに要望も出していただけるということで、那須塩原市の教育に関する取り組みということが、一生懸命やっていたらということがよくわかりました。また、心の教育相談員に関しましても、できる限り1校に1名配置がしていただけるように、資格を有する方が大切だとおっしゃっていただきましたが、そういった人材育成ということも含めまして、今後とも取り組みのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

また、心の教育相談室とか、相談された件数とかお分かりになりましたら教えていただきたいのですが、よろしくお願ひいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 先ほどのお答えに追加なんですけれども、各学校におきましては、先生方も教育相談の初級研修は必ず受けていただくように配置をしておりますので、先生方もその部分をカバーしているということも申し添えさせていただきますと、こう思います。

さて、相談件数のお尋ねでございますけれども、全体としまして、スクールカウンセラーにつきましては、昨年度末の実績でございますけれども、1,350件という相談件数でございます。それから心の教育相談員でございますが、小学校のほうで1,304件、中学校のほうで3,709件というような実績が残っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

中学校において、思春期の中で、友達のこと、家庭のこと、さまざま悩んでいる思春期の子どもたちの心のケアとか、小さな芽のうちに解決できる問題があれば、すぐに悩みを聞いて答えを出してくれる、そういった相談できる方が身近にいらっしゃると、これから子どもたちも大きく成長する上で大切になっていくかと思ひます。そういった子どもの健やかな成長は那須塩原市の大きな財産となってきますので、今後ともどうぞよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

次に、一番の幼・保、小、中、高の連携と個別の教育支援計画の作成についての再質問をさせていただきます。

学習支援が必要な生徒の増加に伴い、ことばの教室を初めとする通級の学習支援教室への教師の加配が急務となっておりますが、今後そうした学習支援の先生方の加配の予定があるのか、お伺ひをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、お答え申し上げたいと思ひます。

学校への教職員の加配措置につきましては、先ほどのスクールカウンセラーと同じように、県費負担教職員としての加配の枠、それから市独自の加配措置という2つのものがござひます。

県の加配につきましては、私どももこれまで通級教室等の要望につきましては継続して行っております。これは当然のことながら年々人数がふえておりますので、可能な限り増員できますように、引き続き要望してまいりたいと、こう思っております。

また、通級につきましては、地域のバランスを考えまして、開設する学校につきましても、十分

に検討を重ねながら、毎年そのニーズに応えられるような配置を今後も十分検討していきたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

地域のバランスを見ながら毎年検討ということでお話をお伺いいたしました。

現在、黒磯小学校のこたばの教室に通級をしている児童は約100名近くいると伺いました。月に1度の通級になります。週に1度の通級が理想的なのですが、現実はなかなか厳しい状況であります。

新しい教室も開設をしていただきましたが、逆に現存教室が教師の異動により閉鎖になってしまったり、教師の数が減った教室もありました。そういったこともございますので、今後、先ほどご答弁いただいたように、教師の数も増員していただけるように、よろしく願いをいたします。

また、文科省24年度調査において、発達障害の可能性のある児童生徒は6.5%程度の在籍率と出ております。グレーゾーンの児童生徒を含めると約10%と、さらに増加をいたします。

学習障害を持つ有名な方の中には、スティーブ・ジョブズ、ビル・ゲイツ、アインシュタイン、エジソンなどおりますが、最近では、スピルバーグや俳優のトム・クルーズなども学習障害を持っております。素晴らしいそうした可能性を持つ子どもたちの才能の芽が開くよう、今後ともご支援のほどをよろしく願いいたします。

また、現在、那須塩原市において学習支援体制も整ってきておりますが、将来にわたり、親も子も安心して相談をに対応していただける窓口として、横割りの政策だけではなく、縦割りの支援対策がまだ我が市においては設立されておられません。

例えば、滋賀県の湖南省では、発達支援室を中

心に、就学前から学齢、就労まで一貫した支援、湖南省発達支援システムを導入しております。教育・福祉・保健・就労・医療関係機関の横の連携によるサービスと、個別指導計画と個別移行計画による縦の連携によるサービスを提供しております。

平成24年度那須塩原市の教育で、学校教育の基本方針に「人づくり教育」と明記されております。このすばらしい基本方針を実現させるためにも、学習支援体制のさらなる強化が必要だと思われませんが、本市においてもそういった縦割りの教育支援の予定があるかどうか、計画をお伺いしたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、お答え申し上げます。

まず、議員が紹介していただきました湖南省の発達支援システム、これがそのハンドブックかと思えますけれども、私もこれを読ませていただきました。大変すばらしいシステムになっているなというふうに思っております。

私もかつて学校教育課長時代に、こういったものにつきましてもかかわってまいりまして、いわゆる行政側の都合じゃなくて、保護者あるいは子どもたちの立場に立って、どういう仕組みが大切かということは十分考えてきたところでありまして、なかなかこの湖南省のようなわけにはまいりませんけれども、少しずつではありますけれども、本市におきましてもそのシステムが整いつつあるのかなというふうに考えております。

ご承知のように、就学前の問題につきましても、私どもではなく、行政側からしますと、市長部局のほうにあるわけですけれども、そちらと絶えず連携をしながら、現在さまざまなシステムを構築

をしている最中というふうにご理解いただければありがたいと思っております。

特に就学前につきましては、5歳児の発達健診等も既に実施をされておりますし、本年度は、先ほど申し上げましたように、国の委託を受けまして、新しいシステムに取り組みましてやっておりますところでありますし、さらに今年は、わかば相談会というようなことで、少しでも多くの方々に相談の窓口を知っていただいて、気軽に相談していただける体制を構築しようというふうに努力をしております。

ただ、これがなかなかうまく広く周知されていない部分もあるのではないのかなと、こんなふうに私自身思っておりますので、いろんな機会を通して、こういう窓口、あるいはこういう支援システムがあるということを1人でも多くの方に、多くの保護者の方に知っていただけるような努力は今後も続けてまいりたいと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

3歳児、5歳児健診のときに発達障害の疑いがあると診断を出されたときに、本当に親は悩むものでございます。確かに周知されていない部分もたくさんあるかと思いますが、先ほど教育長がおっしゃってくださったように、しっかりと保護者の方にも周知をしていただきながら、保護者の方、また子どもも安心してできるような、そういったシステムづくりのほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

以上をもちまして、教育行政についての質問を終了させていただきます。

続きまして、3番の公共施設整備計画について質問させていただきます。

公共施設のトイレについて、利用しづらいとの

意見を数多く耳にいたします。生活様式の変化や施設の利用者層に応じたトイレの整備が必要であると考えことから、整備計画についてお伺いをいたします。

小中学校のトイレについて。

一般家庭でも洋式トイレが普及しており、和式トイレになれていない小学校低学年の児童は、汚してしまったり、きんかくしに腰をかけて用を足したりしています。また近年では、男子でも洋式トイレを利用する児童がふえていると伺っております。

小中学校のトイレも和式のところが多くあります。きのう、櫻田議員さんが質問されたので、データはきのうお聞きしておりますが、今後、27年度に耐震工事が終わった後に改修工事を進められるとお話でしたが、そういった改修工事の際に洋式にする計画でお願いをしたいと思います。

公民館やスポーツ施設のトイレについて。

公民館は、高齢者の方も多く利用する施設の一つです。和式だと膝や腰に負担がかかるために、洋式トイレにすべきであると考えております。また、戸外のスポーツ施設のトイレの設備が古く、防犯の意味から見直し、改修・改善の時期ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

市営の霊園のトイレについてですが、赤田霊園は、景観もよく、市外、県外からも墓参にたくさんいらっしゃっております。「市の霊園なのにトイレが簡素で、入りたくても入れない」とのご意見をいただきました。今後の整備計画をお伺いいたします。今後、洋式にする計画はありますか。

よろしくお願ひいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 3番の公共施設整備計画のお尋ねでございます。

、 つきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

小中学校のトイレを今後、洋式にする計画があるかについてのお尋ねでございますが、現在小中学校のトイレの年次改修計画はありませんが、昨日、櫻田貴久議員にお答えしたとおり、和式と洋式の比率を適切に判断した上で年次改修計画を策定し、整備を進めてまいりたいと、このように考えております。

続きまして、公民館やスポーツ施設のトイレについてお尋ねでありますので、お答えをいたします。

まず、公民館においては、市内15の公民館に合計132基のトイレがあり、うち47基が洋式、61基が和式、24基が洋式の多目的トイレでございます。

通常のトイレに洋式トイレがないところでございますが、3カ所ございまして、高林、南、西、それぞれの公民館でございますが、洋式の多目的トイレが全てにこの場合配置されております。

したがって、現在、洋式トイレは一定の充足をされているものと考えております。

次に、戸外のスポーツ施設のトイレについてお答えをいたします。

戸外のトイレにつきましては、7施設に14カ所、62基、うち洋式は2カ所、17基、和式が14カ所、40基、身障者用トイレでございますが、5カ所、5基でございます。

これらの施設につきましては、指定管理者が毎日清掃を実施しており、落書きや壁面の剥離等のある場所については随時修繕を行っているところであります。今後は施設の利用日数や人数、老朽化など総合的な判断を加えながら、洋式トイレの設置も含め、改善の検討をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） それでは、3番の市営の霊園のトイレについてのご質問にお答えをいたします。

赤田霊園につきましては、現在1,349区画貸与しております。そのうち約半数の区画に墓石が建立されている状況でございまして、主に墓参りなどで霊園に来た方がトイレを利用いただいているものと考えております。

霊園のトイレにつきましては、快適にご利用いただけるよう、毎週1回の清掃や消耗品の補充を行っておりまして、現時点ではトイレを建て直す計画はございません。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

公民館、スポーツ施設のトイレについてなんですが、来年、ねんりんピックの開催に向けて、例えばソフトテニス会場になっております黒磯の運動公園などもそうなんですが、トイレの修繕整備、先日、きれいにお掃除はされておりましたが、排水が凍らないようにテープを巻いてありましたが、それがほつれていたりとか、また、洗面台のところにもちょっと雑巾が置きっ放しになっていたりとか、そういったこともお見受けしたんですけれども、そういった修繕とか、こういったところは壁とか、例えば落書きは先ほど消されているということだったんですけれども、ほかの施設などでは、トイレの外壁のペンキがちょっと薄くなってしまったりとか、そういったこともありました。

そういったことも含めて、来年、ねんりんピックの開催ということで、那須塩原市にも多くの方がいらっしゃいますので、トイレの修繕整備、お金をかけなくてもできることもあるかと思っておりますので、そういったこともおもてなしの一つになる

と思いますので、修繕整備、改修と、また多目的トイレの設置、洋式トイレの設置などもやはりご検討をお願いしたいと思います。

また、国体の関東ブロック大会の那須塩原市が会場になるという、そういった競技の施設のトイレの修繕なども見直してはいかがかと思います。

また、赤田霊園につきまして、快適にご利用いただけるように修繕していただければ、また、洋式化していただければと思いますので、その点も引き続きよろしく願います。

また、多目的トイレ、今後設置する場合のときに、ご提案というか、願いがありますが、緊急呼び出しボタンが便座に座ったときに手が届く位置に設置してあるのがほとんどでございますが、車椅子を利用している方が便座に座るときに倒れてしまい、ボタンに手が届かず大変な思いをしたと、車椅子を利用している方から伺いました。倒れても手が届く位置にも呼び出しボタンを設置していただけるようにご検討をお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、2番、星宏子君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤一則君

議長（中村芳隆君） 次に、5番、佐藤一則君。
5番（佐藤一則君） 皆様、こんにちは。議席番号5番、TEAM那須塩原、佐藤一則です。

通告書に従い、市政一般質問を行いますので、どうぞよろしく願います。

1、道路行政について。

本市の道路網は、国道4号や東北縦貫自動車道が走り、交通の要衝となっています。その機能が十分に生かされるよう、次の点についてお伺いいたします。

(1)主要地方道西那須野那須線の整備については、総合グラウンド西線から本郷通りまで開通し、市内の交通事情は格段によくなってきております。これらは県当局のご努力によるものと、深く敬意を表するものであります。

しかし、その後、上黒磯から那須町間の都市計画道路3・3・2号黒磯那須北線の整備が進んでなく、晩翠橋での朝夕の渋滞が発生しており、当区間の早期整備が望まれるところでありますので、次の点についてお伺いいたします。

今後の整備計画についてお伺いします。

県及び那須町との検討委員会が設置されていると思いますが、今までの検討内容についてお伺いをいたします。

(2)同じく主要地方道西那須野那須線の島方団地上中野線から石林通り線間の整備計画については、大型スーパーの出店、井口工業団地、赤田工業団地、四区工業団地、国際医療福祉大学付属病院などの通勤者により朝夕の交通渋滞が激しく、時には数kmにも及ぶことがあります。当区間については、用地は既に確保され、遅沢橋橋台も設置されております。利用者が不便を来していることから、次の点についてお伺いをいたします。

今後の整備計画についてお伺いをいたします。
市としては現在の渋滞をどのように捉えているかお伺いをいたします。

(3)主要地方道矢板那須線の整備については、関係市町との期成同盟が設立され、県に対しまして当路線の整備促進要望を行っており、着実に進んでおります。県当局及び期成同盟会の活動に敬意を表するところであります。

しかし、篤川にかかる堰場橋付近につきましては、急カーブであること、橋の幅員が狭いことから、次の点についてお伺いをいたします。

当区間の今後の整備計画についてお伺いをいたします。

事業実施のため地元説明会を行ったと聞いておりますが、その内容とその後の状況をお伺いいたします。

(4)市道の舗装修繕については、日ごろより舗装打ちかえ、オーバーレイによる舗装、パッチングによる穴埋め等で対応していることと思います。しかし、幹線道路以外の道路ではパッチングによる修繕が多く、その機能が損なわれていますので、舗装修繕を行っていただきたく、次の点についてお伺いをいたします。

相当数の路線があると思いますが、その道路状態をどのような方法で把握しているのか、お伺いをいたします。

今後の市道全体の詳細修繕計画についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。
議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 佐藤一則議員の質問に順次お答えさせていただきます。

まず、道路行政についての質問でございますが、

の都市計画道路3・3・2号黒磯那須北線の上黒磯地内から那須町間の今後の整備計画についてのご質問であります。

本路線は、那須地域における観光振興や産業の活性化、渋滞緩和、さらには減災・防災の観点からも大変重要な路線であることから、早期整備について継続的に要望を行ってまいりました。

その結果、栃木県では昨年度、本事業の新規調査に着手する際の事業評価を受けております。

今年度は、それらの成果を踏まえ、過日の大田原土木との協議会においても、ルートの決定を行ったり、あるいは都市計画変更などの協議等を進め、事業化に向けた取り組みを行っていきたく、そういう回答もいただいて、そのように現在進行しております。

この路線については、実は私が県議会当時、これは自慢話じゃありません。平成6年に土木委員長というのをやっております、その当時からだからもう20年近く、とつても紆余曲折があって、なかなか進展しなかった。それはなぜかという、こっちの高台から向こうまで800mの橋をかけようとか、こういう構想があったんですが、特に栃木県は、ことしの3月いっぱいまで、いわゆる未来開拓プログラムといって、人件費を削減したり、あるいはそういう形の中で新規路線50億以上かかる計画については凍結をすると、こういうこともちょっと重なって、そういう意味で今日まで延びてきていると、私はそのように認識をいたしておりますが、昨年この新規調査に着手すると、こういうことが決定したわけありますから、あとは調査費がついて、路線の基本設計が済んで都市計画、ちょっと橋を低いところという話に今なっていますので、そんなことが総合的に今検討されていると、間違いなく進展する時期に来たと思っております。

これは笑い話として聞いていただきたいんですが、私がとっても意地を焼いて県の議会で話をすると、ちょっと待ってくれと先輩議員に言われたのは、「橋は15年、トンネルは25年だぞ」と、そのぐらいのサイクルで突っ込んでいけということを言われて、ああ、そういうものなのかなと、こんな笑い話みたいな話ですけど。

ただ、ここに来て実際の動きが出てきたと、非常にタイムリーな質問だと思って、あえてつけ足してお答えさせていただきました。

また、本市と栃木県及び那須町による検討委員会での今までの検討内容についてのご質問がありますが、その未来開拓プログラムを行っているうちはやらないと決まっていたので、それは議員も知っていることで、こういうことを県も非常に気にして、何十年も前からのこれ運動ですから、そういう意味で那須と旧黒磯で検討委員会を立ち上げて検討に当たってきたというのが現況だったと私は認識しております。

栃木県と本市、那須町が協働して、本路線を含む周辺道路のあり方や、今後の効率的な整備方法等を総合的に検討することを目的にして、平成21年6月に発足して、この発足したことが契機となって現在のやや本格的に動き出したと、こういう状況になっていると理解しております。

本検討会議では、渋滞状況調査結果に基づく、黒磯那須北線周辺の交通状況と課題の把握、本路線の整備効果や将来交通量の推計、概略設計などについて今も検討が進められております。

次に、(2)の主要地方道西那須野那須線の市道島方団地上中野線から市道石林通り線間の今後の整備計画についての質問であります。本路線につきましても、さきに述べました都市計画道路3・3・2号黒磯那須北線の上黒磯地内から那須町区間を最優先区間として整備を進め、当該区間

につきましても、上黒磯地内の整備状況を見ながら検討を進めていきたいという返事をいただいております。

道路の整備は一体的に進めないと効果が出ないのは誰でも知っているわけなんです。一番難しいところからやると、こういうところが県の方針でございますので、多分そういう状況の中で順次進んでいく、橋が終われば一挙に進むと、こういう理解をしていただければありがたいと思います。

また、当該区間における現在の渋滞状況について、市はどのように捉えているのかとの質問であります。本路線では、国道4号などから迂回する車両の増加に伴い、当区間内でボトルネックとなり、朝夕の通勤時間帯に激しい渋滞が発生しております。

このため、本市では栃木県に対し、早期の4車線化の整備を要望しているところでありますが、今後も引き続き要望をしていきたいと思っております。

また、(3)の主要地方道矢板那須線堰場橋付近の今後の整備計画についての質問であります。当区間は、線形や見通しの改善が必要であるため、堰場橋の取り付け区間南側の道路改良を先行して早期の事業化を行い、その後順次対応を図っていく予定であると、こういうお話を県の土木から何回も伺っております。

ご存知のように、関谷から矢板に向かって橋を渡ると90度カーブ、これ、非常にやらなければいけないことは知っていても、また向こう側が山で、なかなかうまく取りつけがいかないと、斜めにかけてという構想もあったんですが、橋を斜めにかけてというのもこれもちょっと余り例がないと、こういうようなことで今日まで引きずっていると、こういう事業の一つだと思っております。

番の事業実施のための地元説明会とその内容、

これは地元の説明会もこの堰場橋に関しては行っておりますが、主要地方道の矢板那須線堰場橋付近の道路整備を進めるため、地元説明会は平成22年度に開催されております。これを開催したことですぐ橋ができると、こう思った地元の方が多くて、常に苦情も私のほうにも寄せられている橋でございます。

説明会の内容については、地元関係者の方々、計画道路の概略線形図を示して説明が行われたわけでありまして、関係者から測量立ち入りの了承が得られたとのことでもありますから、今後は、測量を行って、道路計画を進める予定であると、これも県土木のほうからの回答をいただいております。

(4)番、の市道の道路状態の把握方法についてのご質問であります。本市の市道の状況は、平成25年3月末時点で2,480路線、総延長が1,263kmとなっております。道路状況は職員によるパトロールにより把握しておりますが、市民等からの通報も情報として重要視させて頂いております。

また、の今後の市道全体の詳細修繕計画についてのご質問であります。道路の修繕については、限られた財源の中で道路機能を維持していくことが必要であることから、幹線道路については国庫補助事業により財源を確保し、計画的に修繕を行っているところであります。

特にことしは、昨年の3月議会の補正で社会資本整備総合交付金、これなどについても相当の比率で予算を獲得しておりますので、市民の要望に十分とはいかなくても、積極的に応えられる予算措置は現在立ててあると理解をしていただいていると思います。

今年度は、昨年度の経済対策関連事業や平成25年度の防災・安全の社会資本整備総合交付金、これなども内示は既にいただいております。約15

億の要望に対して70%の内示をいただいておりますし、また、道の整備交付金については3億程度ですけれども、これについても100%の内示をいただいていると、近年になく、ことしは市民の要望の高いところから道路整備はかなり進むと理解をしていただきたいと思います。

市全体の修繕につきましては、路線数が先ほど申しましたように2,480本で総延長が1,263kmという、全体をどうするという計画がなかなか立ちにくいという状況でもございますが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、市民から、あるいは議会から、こういうさまざまな要望を的確に受けとめまして、市民の納得する道路整備を真剣に、一挙にとはいきませんが、積極的に取り組んでいきたいと思っております。こんなことを第1回目の答弁とさせていただきます。議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいま市長には大変丁寧なる答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。

(1)の、についてであります。この路線整備においては、過日の栃木県議会一般質問で、地元選出の阿部寿一県議の質問と答弁を聞いております。

都市計画道路3・3・2号黒磯那須北線の上黒磯から那須町間は、那須地域の観光振興や産業の活性化、渋滞緩和、さらに減災・防災の観点から重要な路線であり、県に対し早期整備の要望を行った結果、その事業評価を受け、その成果によって事業化されることは、高く評価するところであります。

次に、(2)のと の主要地方道西那須野那須線の市道島方団地上中野線から市道石林通り線間の整備について、本路線は、都市計画道路3・3・2号黒磯那須北線の上黒磯地内から那須町間

の整備を最優先区間として整備を進め、当該区間においては、上黒磯地内の整備状況を見ながら検討を進めていきたいということですが、朝夕の通勤時間帯に激しい渋滞が発生して、それを把握しているということですから、これについても早期解消のための要望を強く願うところでもあります。

次に(3)でございますが、主要地方道矢板那須線堰場橋付近の整備について再質問を行いたいと思います。

地元説明会で関係者に示された計画道路の概略線形図があるということですが、現路線との相違があるのかお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 計画道路の概略線形図が現在の路線と相違があるかのご質問でございますが、概略線形図につきましては、平成22年8月5日に地元説明会が行われておりますが、その際に、先ほど答弁しました堰場橋の南側、矢板側でございますが、この道路につきまして、現在の道路の西側、山側のほうに道路をつかえて堰場橋に接続しまして、道路の屈曲を修正する案が提示されております。

今後については、測量を行って、提示した案も踏まえて、計画を進める予定であるというふうに伺っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 答弁ありがとうございます。

現路線での危険性が十分に認識された結果、具体的な新しい路線が示されたもので、重大事故が起こる前にこれらについても早急な整備のために、

今後も要望をよろしく願いをいたします。

(4)の市道の道路状況を、平成25年3月末時点で2,480路線、総延長1,263kmという膨大な量にもかかわらず、職員のパトロール等で把握していることに対しまして、敬意を表するところであります。

私の住んでいる鍋掛地区内にも、最初からパッチングにより舗装したように見える道路が数多くあります。道路状況を把握しているということでもありますので、今後そのような路線の修繕をどのように行うか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 道路の修繕についてのご質問でございますが、市道におきましては最近では行っておりませんが、しばらく前まで行っていた方法でありまして、防じん処理というような方法を行っておりました。そういった舗装は傷みが早いというようなこともございまして、議員が今言われましたパッチング等により舗装したように見える路線というのは、恐らくそういった路線だというふうに思われます。

幹線道路以外のそのような路線につきましては、交通量や安全性、さらに緊急性などを勘案しまして、パッチングによる修繕でよいのか、また、オーバーレイや改良等による修繕がよいのかを見きわめまして、現在修繕を行っているところでございますが、今後におきましても、そのような考えで修繕を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 市道において、幹線道路以外のものにつきましては、修繕計画がないということですが、毎日生活に使う道路がパッ

チングだらけで、不便を来している道路がたくさんありますので、財政難の中であろうと思いますが、そのようなところも改善を何とぞよろしく願いいたします。

以上、1の道路行政についてであります。阿久津市長におかれましては、黒磯市議会議員を経て、栃木県議会議員として長年にわたり、栃木県そして那須塩原市の発展にご尽力をされました。感謝と敬意を表するところであります。その卓越した手腕と県との太いパイプを生かされ、道路機能維持と安全のために、早期の事業実現をよろしく願い申し上げまして、最初の質問といたします。よろしく申し上げます。

ここで、次の質問に移りたいと思います。

2、高齢者外出支援タクシー券について。

高齢者外出支援タクシー券については、今年度上期で終了することになっていますが、今回の市議会選挙に当たり、市内各地を回り、「なぜなくなるのですか」「なくなると困ります」という声を多くの皆様からいただいていますので、次の点についてお伺いをいたします。

市当局として、3月の予算成立後、市民の声を聞くことがあったのか、また、市民からどのような意見が寄せられたのか、お伺いをいたします。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 2の高齢者外出支援タクシー券についてご質問いただきました。

の市当局として、3月の予算成立後、市民の声を聞くことがあったのか、また、どのような意見が寄せられたのかのご質問にお答えいたします。

高齢者外出支援タクシー券につきましては、3月議会での予算成立後の3月22日から窓口におきまして事前交付申請の受け付けを開始し、4月1

日から利用できるよう対処してきたところでございます。申請受け付けの際に、直接、申請者または代理申請者に対し、本年9月末日をもって制度廃止に至る経緯などを説明し、その際に10件ほどのご意見を伺っております。

主な意見といたしましては、タクシー券があることで助かっていた。通院、買い物の交通手段がなくなってしまう。新たな代替となる制度はあるのか。元気な高齢者へのサービスも再考すべきだ。との内容でございました。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ただいま10件ほどの意見が寄せられたということですが、その意見に対しまして、市としましてどのように対応したのかお伺いいたします。再質問です。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） ただいま、意見を寄せられた際にどのように回答したのかというふうなご質問です。

交付の際に、廃止についてご意見をいただいた方への対応につきましては、利用目的を制限しない単なる外出支援への助成そのものが、対象とならない高齢者を含めた市民の賛同を得ることが難しい状況であること、市街地から離れた場所での利用者にとっては基本料金以外の差額が大きく、使いづらいといったご批判があること、対象者が年々増加することが見込まれており、現在の助成制度を続けていくことが財政的に困難な状況であることなどをご説明させていただき、おおむね了解をいただけたものと受けとめております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいまの答弁につきまして、今後も高齢者外出支援タクシー券にかわりまして、10月1日から高齢者が安心して外出できるシステムが早くできることを強く要望して、この質問を終了させていただきます。

次の質問に移ります。

3、公共交通システム計画について。

10月1日から運行される従来のゆ～バスにデマンド路線を加えた公共交通システムについてお伺いをいたします。

今までのゆ～バスの利用状況を路線ごとにお伺いをいたします。

公共交通システム計画の進捗状況についてをお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） それでは、3の公共交通システム計画についてお答えをいたします。

まず、ゆ～バス路線ごとの利用状況につきましては、平成24年度の利用者数及び1便当たりの平均乗車人数でお答えをいたします。

黒磯西那須野線の利用者数でございますが6万8,677人で、平均乗車人数は5.2人ございました。塩原上三依線は1万9,646人で1.0人、鍋掛線は1万5,084人で1.4人、湯宮線は1万1,643人で1.0人、宇都野線は6,688人で0.2人、下大貫線は5,665人で0.5人、接骨木線が4,408人で0.7人でありまして、利用者数の合計は13万1,811人ございました。

次に、公共交通システム計画の進捗状況についてお答えをいたします。

まず、現在進めております公共交通システムの概略でございますが、駅と市街地及び主要施設を結びますゆ～バス路線、これをさらに充実させる

ために新規路線を設定します。利用率の低い一部のゆ～バス路線、これを予約ワゴンバスに切りかえまして、路線バスの空白地域に予約ワゴンバスの路線を新規設定するという計画でございます。

計画の進捗状況につきましては、ゆ～バスの再編及び予約ワゴンバスの運行につきまして、5月の地域公共交通会議において了承を得ましたことから、今後は、10月の運行開始に向けまして、事業者選定、事業認可申請、地域への説明、そして市民への周知を行いまして、地域公共交通の利便性の向上を図りたいと考えております。

なお、予約ワゴンバスにつきましては、予約運行でございますので、デマンドの一つではありませんが、「デマンド」という名称はドア・ツー・ドアというイメージが強く、市民の皆様にご誤解を与えやすいため、名称を「予約ワゴンバス」とすることを5月の地域公共交通会議において了承をいただいたものでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 答弁をいただき、誠にありがとうございました。

についての再質問をさせていただきます。

ただいま人数等をお聞きいたしました。路線ごとの平均乗車人数ということで、多い少ないという基準人数というのがありましたら、それは何人になるかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 1便当たりの平均乗車人数の多い少ないというご質問だと思うんですが、厳密に何人以上が多いとか何人から少ないという基準を設けているわけではありませんが、平均乗車人数が例えば1人以下の場合、0.5人の場合を申しますと、2便で、往復で1人乗って

るという路線になるんですね。平均乗車人数が小数点以下ということになりますと、誰も乗っていないバスが走っている便数が極めて多いということになると思います。

予約ワゴンバスへの切りかえにつきましては、1便当たりの平均乗車人数のほかに、利用者の人数も含めまして検討した結果でございますので、ご理解をいただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいまの答弁から、多い少ないということを検討されていると思いますので、今回ゆ～バスから予約路線バスへ切りかえる路線はどの路線で、どのような理由がお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） ゆ～バスから予約の路線バスへ切りかえる路線と、その理由ということでございますが、まず、ゆ～バスから予約ワゴンバスに切りかえる路線につきましては、湯宮線、宇都野線、下大貫線、接骨木線、そして鍋掛線の一部、いわゆる5路線ということになります。

この理由につきましては、先ほど路線ごとの利用状況を答弁させていただいたわけでございますが、利用者の少ない路線を予約ワゴンバスへ切りかえるという計画でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいまの答弁で理由としてはよくわかりました。

ゆ～バスの再編及び予約ワゴンバスの運行について、5月の地域公共交通会議で了承を得たというふうに伺いましたが、その会議とはどんな会議なのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） この公共交通会議でございますが、国の地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドラインというのがございまして、これに基づきまして設置している会議でございます。内容につきましては、地域の実情に応じた適切な乗り合い旅客運送の態様とか、運賃・料金等に関する事項、そのほか市町村の運営有償運送の必要性、そういった事項を協議するために設置するというふうになされている会議でございます。

この会議の委員構成でございますが、住民及び利用者の代表で5名、国及び県の関係行政機関の職員が4名、旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員が5名、市職員2名ということで、委員の総数は16名という会議でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） はい、よくわかりました。

10月の運行開始に向けて、事業者選定、また事業認可申請、地域や市民への周知についてということでございますので、その進捗状況をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 10月運行に向けまして、事業者選定、事業認可申請、地域とか市民への周知ということで今進めているわけでございますが、おおむね今月から7月にかけて事業者を選定いたしまして、地域公共交通会議でこの内容については基本的に了承を得ておりますが、事業者を選定した後、新規路線の停留所の場所、あとは細かい時刻、ダイヤですね、あとは、どこどこをうまく結ぶか、接続するかという細かい

部分につきまして、最終的に地域公共交通会議で最終合意をいただきまして、その後、事業認可申請という形になります。これが7月から8月、9月にかけて、地域説明が7月から8月、市民への周知については8月から9月にかけて広報とか各戸配布のチラシとか、そういったものを含めて行いたいという進捗状況でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 8月から9月にかけて市民のほうに説明するというところでございますが、先ほど、「デマンド」という名称がドア・ツー・ドアというイメージが強いので、市民に誤解を与えやすいため、名称を「予約ワゴンバス」にするということでございますが、その辺につきましては市民に説明しているのかどうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 5月20日の地域公共交通会議で名称につきましても了承を得たところございまして、今後、市民の皆様には、10月から運行開始します公共交通の中身を含めて説明、周知する際に、名称につきましてもあわせて周知させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） その辺の説明を誤解を与えないようにこれからもしっかり浸透させていただきまますよう、よろしくお伺いをいたします。

続きまして、試行期間があると思いますが、その期間と検証、また、その後の運用をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 試行期間につきましては、2年間ということで考えております。これは、ことしの10月に運行開始した後、2年間ということでございますけれども、具体的には10月から来年の3月ごろまでの約半年間、これは事業者のほうから路線別とか系統別、あとは時間帯別の利用者数について報告をいただく予定でございます。また一方、来年の2月ごろに市民の皆さんを対象としたアンケート調査、こういったことを行いたいと。これは、事業者のほうから報告いただいた乗車数の状況とか、あとは市民のアンケートを十分検証したいというふうに考えております。

その検証を来年春に行いまして、路線の見直しの必要性が生じた場合は、地域公共交通会議で審議いただきまして、来年の10月から見直しした路線で運行するというのも考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 大変よくわかりました。

本市も高度な車社会であります。その車を使用できなくて困っている人もたくさんおります。その人たちに公共交通の果たす役割は大変重要なことであります。その人たちが安心して便利に外出できる公共交通システムに期待をしております。

以上をもちまして、私の市政一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 答弁がございました。

市長。

市長（阿久津憲二君） ただいまの質問でございますが、後半の外出支援タクシー、デマンド交通、これについては、これ別個に議論をしていると、何のつながりもなく進んでいますが、とっても複雑な絡みがあって、答える方が生活環境部長と、あとは保健福祉部と、全く別個なんですけど、これは不可分の関係にありますので、一言だけ私か

からお答えをさせていただきたいのは、この外出支援タクシーをどうするかというのは、昨年から検討してまいりました。これが本当に弱者を切り捨てる政策なのかと、こういうことを議員の皆さんも私もとっても気にして、心配をしながら今日まで来ていると。

こういう中で、やはりデマンド交通、これは今までよりタクシー券の利用者が集中している駅周辺については極めて細かな路線を策定すると、ある程度の補完ではありませんが、補完には近い。それから予約のワゴンバス、これについても経費でいうと、今まで6,000万ぐらいゆ〜バスはかかっておりましたが、1億弱を計画させていただいておまして、そういう意味でもデマンド、広い意味でデマンド、デマンドといってもまちによってその姿が随分違うんですよ。こういうことで、広い意味でデマンド交通の導入というのは、非常に内容は充実してくると。

また、いろいろ私は議員の方からの進言もあって、タクシーに対して5,000万が渡っていたわけですから、そのタクシー会社の総会に、金曜日の、先週、お呼ばれしました。私はおくれて行ったら、もう既に、那須塩原のデマンドには全面的にこれを支援したいと、こういう議決みたいなことをしておいてくれたんですよ。これは陸運局もそこにおりまして、ああ、なるほどなと、こういうことで感謝を述べてまいりました。

ただ、その業界の言い分としては、何がなくなる人がふえなくちゃ、うちは会社やめていくようですよと、やっぱり駅の乗降をふやすとか、そういうことで最大限力を発揮してもらいたいというのが強い要望になっておりました。

それから、もう一つは障害者福祉タクシー、この実態をきっちり把握している人は意外と少ないと思いますが、これは70歳以上が外出支援タクシ

ーですけど、障害者は70歳以上も若い方もいると、現在だと、約ですよ、約1,500人弱、4,500万ぐらいの範囲でタクシー券がそこには出ている。

それからもう一つ、今度は、じゃ、70歳以上になって弱くなった人を本当に切り捨てるのかという議論があるわけですが、これはご存知のように、介護保険法が日に日に金は足りないというけど充実して、介護認定1から5まで、これがとってもよく細分化されて、さまざまなサービスを行っておりまして、介護によって70歳以上の方もあるいは65歳からですから、そういう人はタクシー券ではなくて、ちゃんと介護の担当者が家に迎えに行き、病院に行き、病院まで付き添ってまた家に届けるとか、そういう分野での介護サービスというのになっております。

ただ、心配しているのは要支援1と2、これについて来年度以降、これは介護から切り離して、とめどなく介護の自由。介護というのは、70歳になって障害を持ったら障害者手帳をとったら言ったら、障害者手帳はとても時間がかかる一般的に、とるのに。そのために介護を受ける人がほとんど、介護認定を受ける人が。

こういう事情があって、来年あるいは再来年度にも要支援1と2は、今度は市町村がやってくれと、介護保険は金がないので切り離すと、これは見通しですよ。国が決めてくること。しかし、決まれば、これは全力で完璧にやりたい。こういうことを決意をしながら、どこかでは少し切らなければ、将来の高齢者福祉に対して禍根を残してはいけないと、こういう強い思いがあって、現在、このデマンドと絡ませた外出支援タクシーについては取り扱いを総合的に、頭ひねりひねりのことでしたが、やってきたと、こういうのが実情です

私は、保健福祉部であったり、あるいは生活環境部であったりがばらばらに答えると、全部が切

れ切れに聞こえたものですから、そういう一連の中で、高齢者の切り捨てにはなっていないと、こういう強い思いがあつての対応だったと。もっとも言っているほうも何だかわからなくなっちゃいますが、そういうこと、今話したことに間違いございませんので、ぜひ後で議事録でも読み返していただければ真意が伝わると思っていますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 以上で、5番、佐藤一則君の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一君

議長（中村芳隆君） 次に、11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 皆さん、こんにちは。11番、高久好一です。

一般質問を行います。

1です。指定廃棄物の対策について。

たまり続ける放射性物質を含む指定廃棄物を保管する現状と今後の対策について市の考えを求めるものです。

5月27日開催の市町村長会議に臨んだ方針と結果について、どのように評価していますか。

です。市の指定廃棄物保管量が県内全体の約3割を占めています。今後の見通しと最終処分場対策はどのように行われていますか。

です。市民への周知と東電への賠償請求などとあわせ、県・国への要請はどのように行われていますか。

以上、3点について市の考えを求めるものです。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 高久好一議員の質問に順次お答えをいたします。

指定廃棄物の対策について、5月27日の市町村長会議に臨んだ方針と結果について、まずお答えいたします。

この市町村長会議は、国の候補地選定の過程について県内市町村長に意見を聞き、指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成を図るために開催された会議であります。

本市としては、5月27日の市町村長会議の中で、県内1カ所に設置するとしての国の基本方針について、説明を求める考えで臨みました。

会議の結果は、国からの基本方針の設定に至る説明が全くなく、多くの市町長からは基本方針の見直しを検討すべきとの意見が出され、最終処分場設置の議論には全く入り口にも立てなかったと。

この内訳を申しますと、原因者責任で、福島へお返ししたらどうだと、こういう意見がどんどん出ちゃって、説明がつかなかったと、こういうことだと思います。国でも。

また、新たに選定基準に追加された指定廃棄物の発生量については、除外すべきとの意見が相次ぎました。これは、本市としても発生量を候補地選定の要件に加えることは容認できないと思っております。

次に、市の指定廃棄物保管量が県内全体の3割を占めている。今後の見通しと最終処分場対策はどのように行われるのかとの質問ですが、一般廃棄物焼却灰や農林業系副産物などの指定廃棄物を多く保管している本市としては、早急な最終処分場の建設を一方で望んでおります。

指定廃棄物は、法律で国が責任を持って処理することになっております。国は、市町長の意見を聞くだけではなく、覚悟を持って最終処分場の建設を推進すべきと感じており、国に対し、基本方

針の見直しや積極的な関与を今後とも求め続けていきたいと思っています。

市民への周知と東電への賠償請求などとあわせ、県・国への要請はどのように行っているかについてですが、指定廃棄物は国が処理することになっていることから、那須塩原クリーンセンターの焼却灰や鳥野目及び千本松浄水場の浄水発生土は、国の委託を受けて保管しており、一時保管にかかわる費用は全て国の負担となって取り扱われております。稲わら等の農林系副産物の一時保管についても国の負担となっております。黒磯水処理センターの下水道スラグ保管にかかわる費用については県が負担して、県が東電へ賠償請求することとして進んでいると県のほうからも伺っております。

以上で、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 市長から答弁をいただきました。

早速、 から再質問を行っていきたくと思います。

市町村長会議の方針と結果の評価についてです。

基本方針は県内1カ所ということでありましたが、基本方針の説明が全くなかったというところで、新聞の報道ですと、もちろん基本方針の説明が不足しているという報道もされています。そう

いった反発、疑問が相次ぎ、入り口論から進まない展開にいら立ちの声も上がったと、こう地元紙が言っていますが、市長の答弁では、入り口にも入れなかったと、そういう答弁であります。

原因者責任ということで、福島にという話も出たんだということですが、原因者責任ということであれば、原因者は紛れもなく、これは福島ではなくて、東電です。東電のほうにしっかりとこういったものを詰めていかないといけないと思っています。

を終わりにして、 のほうに進みたいと思います。

一般廃棄物とあわせて放射能を含む指定廃棄物、那須塩原への最終処分場の選定は容認できないというお話でありました。しっかりと受けとめていきたいと思えます。

また新聞の報道になりますが、知事は、切迫した保管状況を踏まえ、一日も早く処理すること、県内設置が一番現実的だと、町村からの質問にはしっかりと説明するよう求めているというのは、国に求めていくということだと思います。その上で、処分場の候補地は最終的に国が決定し、地元で説明する。国にはその覚悟を持ってほしいということですから、先ほど市長の言葉にもその覚悟という思いがありました。そういう答弁がありました。

そうした中で、県内最多の指定廃棄物を保管する那須塩原市の市長の言葉が出ています。「この状態がいつまで続き、いつまで耐えられるのか、非常に切迫感がある」と語り、那須塩原市のごみ焼却では、放射性濃度が基準を超えた焼却灰がふえ続け、テント倉庫を建設するなど、対応に苦慮していると報道され、どこかの時点で最終処分場の決着をつけざるを得ないと、こう報道されています。先ほど市長が述べた覚悟がこれだと思いま

すが。

この記事以来、きょうの答弁まで、多弁な阿久津市長の声がなかなか聞けませんでした。放射性廃棄物に対する市長の声がなかなか聞こえてこないの、市の考えが市民や私たちには伝わってきいていません。

そこで伺っていきます。

環境省は、指定廃棄物市町村長会議に候補地の選定手順案として、市長たちが受容すべき5項目が示され、指定廃棄物有識者会議は、5項目の選定基準の中に、先ほど市長が言った指定廃棄物の保管状況の評価が入っている。これが入っているとして、これに那須町の町長などが強く反発しています。こう報道されていますが、那須塩原市の場合はどう考えているのか、これを聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 先ほど市長が答弁申しあげましたように、発生量、これにつきましても、本市としまして、候補地選定の要件に加えることは容認できないというふうに先ほど市長お答えしておりましたが、本市としましてもそのような考えで、市長が答弁したように、発生量については容認できないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 発生量をこの中に加えることは容認できないと、先ほどの市長の覚悟と結びつくものです。

さらに先に進みます。

日光の斎藤文夫市長が、どこが指定されても、誰が責任を持って説得するんですか。私は残念ながら市民を説得する力はありません。私も一緒になって反対することになると思うなどと述べてい

ます。基本的には国がリードすべきと、県内処理は難しい、福島での処理も難しい、市内で保管している指定廃棄物はしばらくは積んでおくようかな。その覚悟ですと、問題の長期化を示唆しています。

那須町の町長は、フォーラムの挨拶で、「最終処分場を町に持ってくれば、傷口に塩をすり込むことになる」と、5月の定例記者会見で述べたことや、石原伸晃環境大臣が市町村長会議の議論に「自分の裏庭には持ってくるなということ」と話したことなどを念頭に、県内処理はやむを得ない。町は放射能汚染の損害や除染でいじめられたと、これ以上いじめないでくれということを述べ、広く理解を求めたとされています。

塩谷町の見形町長は、もし本町に選定された場合、絶対に受け入れられないと反対の姿勢を示したと、塩谷町定例議会6月議会での答弁です。見形町長は、最終処分場について、指定廃棄物の安全性が不透明で、風評被害などによりはかり知れない経済損失が懸念されることを指摘し、その上で、国が現在の県内処理の方針で選定を決めた場合、逆に解決の方法が見出せなくなるのではないかと危惧している。今回の放射能汚染は原因者責任の原則で処理すべき、国が基本方針で決めた県内処理の見直しを粘り強く訴えたいと、こう述べています。

そこで伺っていきます。

日光、那須、塩谷の各首長が選定の記者会見やフォーラム、6月の議会で、最終処分場の候補地が選定された場合、受け入れられないと、態度を鮮明に述べたことが報道されています。市長の考えを改めてしっかりと聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） これについては、断固で

すよ。受け入れられないと。ただし、私ができるだけ発言を控えてきた裏には、指定廃棄物、那須塩原市が最大、これはよそと比較できないくらい現在保管していると、こういう状況をその中でどう対応するかというのが非常に私としては個人的にも、あるいは部を交えての協議の中でも、あんまりそれを言うことは、逆に誘導するみたいな話になりかねないんじゃないかと、こういうことも誘導って、量があるよあるよと、こういうことをしゃべり過ぎることは、環境省の選定を誘導するようなことにもなるんじゃないかと、さまざまな思いが交差をして。

それから、先ほど高久議員が入り口にも入れなかったというのは、国が県内1カ所、これは5県ですね。宮城、茨城、千葉、群馬ですか、ここと。こういうときに、出たところへ持ってけというんですから、それは何しゃべってももう議論にならないんですよ。

それで、一部の報道の中に大変知事が切れたんじゃないかと、「首長がそんなこと言うんなら」という発言ありましたよ。自分たちで行って福島と交渉してこいと、これは非常にまた難しい話で。そういう知事の発言等も受けながら、国の発言、説明を受けながら、今月の21日に、よその者を交えないで、マスコミも入れないで、首長だけの話し合いをしたいと。多分、打開策が何かあるか、そういう探る会議になるんだと思っていますが、そういうものに当たっても、断固反対を貫きながら、私は慎重に言葉を選んで話していきたいと、こういう気持ちで現在おります。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁をいただきました。なかなか市長の声が聞こえてこないという中で、どういうことになるのかなという心配もありました。今話を聞いて、断固受け入れられないとい

うことであれば、市民にしっかりこういったこともこの議会でこういう話が出れば伝わります。しっかりその線で頑張っていただきたいと思います。

地元紙の報道にも当初は、進まないのは栃木県だけというニュアンスでしたが、宮城県も持ち帰り、今出た市長が言う千葉県、ここでは選定地が2カ所でも決まりさえすればよいとする国の姿勢にも、報道の変化があらわれています。

に入ります。

市民への周知と、東電の賠償と、国・県への要請についてです。

先ほどの答弁で、焼却灰、そして農業副産物についても、国の委託で保管しているので、最終的には国のほうで東電に賠償請求するもの、さらに、汚泥などは県が東電に賠償を請求するものと、こういうふうに答弁がありました。

県知事も、焼却灰の保管とそれに伴う費用、農業の稲わらなど100%賠償の対象に今度の特措法ではそうなっていますが、福田知事も「最終処分場が決まるまでの工程がおくれていることから延びてしまったその間の費用は、国に要求していく」、こう発言しています。

そうした中で、除染費用など165億円の支払いに東電が応じていないと、こういうことから、国が東電を提訴することを検討していることなどの報道もあることから、賠償と要請について質問したところです。

先に進みます。

6月議会終了後に開催されている26市町の独自の会議、今、市長から答弁が先に出ちゃいました。21日に話し合いを持つということだそうですが、この独自の会議に知事も大きな期待をしたいとの議論の進展を望んだと報道されています。

26市町の独自の会議に何をもちょう臨むのか、基本的な方針について聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） この会議は、実はこの前の5月27日に前段、首長だけで集まる極めて短時間の会議でございましたが、ありました。その中で話題になったことは、知事の発言を受けて、本当に福島との対話をどうするんだと、こういうことが一つあると思います。これ誰も知りません。多分それが一つの話題。

また、その後、福島とどういう交渉になるのか、多分、市長会長、町村会長が代表して向こうの誰かと会うと、そのぐらいいくのかなという感じもしますが、それも話し合いをするかしないかわかりません。

そういうことからすると、現実論として、入り口論に説明は聞きましたけど、入っていない状況の中で、首長だけが集まって何かをリードする、あるいは国・県のやらなければいけないそういう仕事をみずからが先んじてやっていくということは、私はないと、こう信じております。

簡単に言うと、国・県のやるべき仕事を市町村長が一身にかぶってやって本当にいいのという議論も短い時間の中でありましたから、そういう議論の蒸し返しがあると、何となくそういう感じで私は捉えております。大きく飛躍する、あるいは大きく進展する可能性は今の段階では私は非常に少ないと、これは個人的見解ですけど思っております。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。話がどうなるのかと、ならないかも含めてということでした。国が先走ること、大きく話が進展することは少ないと、こういう答弁です。

最終処分場の問題、大変難しい問題です。住民への正確な情報提供と合意なしには何も解決でき

ないと思います。最も避けなければならないのは、国による頭越しの押しつけです。

市には、市民の誰もが安全で安心して、そして安定して暮らしていける那須塩原市を、市長の年頭の挨拶どおり進めてほしいと求めるものです。

以上でこの項の質問を終わります。

続いて、2のほうに入っていきます。

年金と生活保護についてです。

国連社会規約委員会は、日本政府に対して最低保障年金の実現、生活保護での申請手続の簡素化と申請者の尊厳を守った対応をするよう勧告を出したが、市民を守る考えと対策を求めるものです。

低年金・無年金の高齢者の中での貧困が広がっています。市はどのように捉えていますか。

です。国の年金改革では、高齢者の年金受給がないままに放置されています。改善に向けた国への要請はどのように行われていますか。

です。申請者の尊厳を守り、生活保護についている恥辱感を根絶するために必要な手だてをとる考えがありますか。

です。国連勧告を市民へ周知する考えはありますか。

以上、4点について伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 年金と生活保護についてのご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

初めに、の低年金・無年金の高齢者の中での貧困が広がっているが、市はどのように捉えているかとのご質問についてですが、市として低年金・無年金高齢者の収入状況を把握しておりませんので、明確なことは申し上げられませんが、生活保護を受給する高齢者世帯数がやや増加していること、団塊の世代の65歳到達による高齢者数の

増加などを勘案いたしますと、生活に困窮する高齢者世帯が増加する傾向にあるのではないかと認識しております。

次に、 国の年金改革では、高齢者が年金受給がないまま放置されている。改善に向けた国への要請はどのように行われているかのご質問についてですが、年金制度の改善に向けた国への要請につきましては、本市としましては特に行っておりません。

続いて、 の申請者の尊厳を守り、生活保護についている恥辱感を根絶するために必要な手だてをとる考えはあるか、及び の国連勧告を市民へ周知する考えはあるかのご質問について、あわせてお答えをいたします。

国連の社会権規約委員会が、日本政府に対し、生活保護について、申請者の尊厳の確保や恥辱感解消などを求める内容の所見を採択したことは、了知しております。

本市においては、従前より、生活保護法に従い、自立支援の立場から、申請者の状況を十分に調査・把握し、適正な申請受理に努めているところであり、また、日本政府の対応方針が判明していない現時点においては、本市として、勧告を受けて対策を講じることや市民への周知は考えておりません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁をいただきました。

順次、再質問を行っていきます。

低年金・無年金の高齢者の中での貧困の広がりについて、求めました。低年金・無年金という問題は、市にとって貧困という大きな問題です。日本では生活保護利用世帯の44%を65歳以上の高齢者が占めています。そういう中で増加しているという答弁がありました。当市でもたしか生活保護

関係の予算が30%台の伸びを予測して、そうした予算が組まれていると思います。

そうした中で、2000年以来、年次推移を見ても60歳以上の伸びが大きな特徴になっています。国内の餓死者、栄養失調と食料不足による死者の集計が2000年の1,314人から11年の1,746人と32.9%増加しています。こうした中で、経済大国日本で餓死者がこれだけいるということは非常に重大との指摘に、田村厚生労働大臣と今は言うんだそうですが、私のほうもこれを調べる中で、今こうなんだなというのを認識したところです。

心配な点は、こうした状況を各自治体に通知し、懸念のない形で進めると、こう厚生労働大臣が答弁しています。こうしたことについて市はどのように捉えていますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 国からの要請というふうなことのご質問ですが、要請については適正に対応しておるといふふうに、こちらも対応していくというふうな態度でありますので、ご理解いただければと思います。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 適正に対応していくという答弁でした。

この統計は、厚生労働省が厚労省人口動態調査によるものから作成したものです。

1を終わりにして、2と3に入っていきます。

国の年金改革、高齢者の年金受給が放置されているということについて、本市は国への要請について特に行っていないという答弁でした。

低年金・無年金者への国での年金改革が進まない中で、高齢者の生活困窮者は増加しています。

全国市長会などを通じて、政権が変わるたび、最低保障年金の創設などを繰り返し全国市長会で

は要請していますが、要請文には、年金対策が早急に行われない場合は、多くの自治体が生活保護費の捻出のために、財政計画が困難に追い込まれる懸念があると危機感を訴えています。

那須塩原市は、本市は特に行っていないということですが、そこで伺っていきます。

国連社会規約委員会が2001年に続き、5月17日に2度目の日本の政府に対して最低保障年金の実現、生活保護での申請手続の簡素化と申請者の尊厳を守った対応を行うよう勧告しました。

市はどう受けとめているかという質問をする予定でしたが、こうした勧告が行われたことは承知しているという答弁です。那須塩原市は適正に行っているという答弁も出ました。

そこで、さらに伺っていきます。

今でも生活保護の申請までたどり着ける割合、これは49.7%、2011年調べと、半数以下だと言われています。また、いわゆる生活保護にかかわる不正受給は生活保護受給額全体の0.5%に過ぎず、高校生のアルバイトなど申告漏れの悪意のないものがほとんどだとされています。生活保護申請の却下との関連も含めて調査し、保護にかかわる悲劇が起こらないようにすべきです。保護のハードルを下げて、まずは命を守る姿勢に転換すべきだと思います。那須塩原市の実態とあわせて市の考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 今、実態と、それから不正受給、それと実際にはどの程度申請をして生活保護の受給に至るかというところのご質問であったかと思えます。

ちょっと手持ちの資料にそのたどり着ける部分というふうな数字は持ってありませんが、私、4月から保健福祉部長兼福祉事務所長ということで

兼務をしております、生保の申請のケース検討ということで、生保申請が新たに出た場合については、そのケースを全て検討というふうな会議の中で検討させていただいております、その中で却下となった件数については、数件程度であったというふうに考えております。

当然の理由があるもの、また制度によって支給すべきもの、高齢者の方で年金が全くない方、実際に少ない方、やはり議員がおっしゃるとおり、多うございます。その部分については当然受給の対象になっていくというふうに記憶はしております。

生活保護については、資産の活用という部分が裏側にございます。財産をたくさん持っているとか、収入があるとかという方については、当然受給の対象にはたどり着かないというところでありますけれども、そちらについては、制度にしっかりとのっかって処理をさせていただいているというふうに承知しております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 那須塩原市の場合は数件の却下のみで、適正に処理されていると、そういう答弁だったと思います。

さらに伺っていきます。

申請を受け付けない自治体の水際作戦があります。那須塩原市では水際作戦はやらないということは既に答弁が出ていますが、きょうではありません。1年前にそう確認をとりました。現在参院に回っている生活保護法改悪案が成立した場合、水際作戦にお墨つきを与えることや、扶養義務の強化が申請の抑制につながると、弁護士会や学識者も反対しています。

申請がないと、受け付けを拒否しますか。また、申請窓口申請時に自立計画書提出を求め、提出

しないことを理由に保護決定をしないケースがあると言われてはいますが、どう対応するか。あわせて聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） ただいまのご質問についてですが、法改正にかかわる部分で、新聞報道等については情報が得られておりますけれども、国からの確定した通知等がまだ手元に届いてございません。現行の制度に基づいての申請ということであれば、窓口を訪れた時点で申請の意思を示されている方については、その場で申請を受け付けているというふうな状況もございますし、申請書類等が不備の場合には、申請に必要な書類等をお渡しして、その後こちらからご自宅のほうに訪問をして、申請に必要な書類を整えるといったような処理もしてございますので、その点については、こちらとしては決して水際作戦というものは行ってないというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 私の前の佐藤議員からも県議会の話が出ました。残念ながら、栃木県では生活保護の質問をした議員が見つかりませんでした。

それで、現在行われている群馬県議会の答弁を使います。6月6日、ツカコシヒデオ福祉課長は、これまでと変わらず、口頭申請でも受け付ける。そうした法改正の書類は来ないけれども、これまでと変わらない口頭申請も受け付ける。受給資格のある人に給付漏れがないように指導したいと答弁しています。窓口申請時の自立計画書についても提出を求め、提出しないことを理由に保護決定をしないケースがあることについても、不適切だと、こういう答弁をしております。

国のほうで現在参議院にこの法案が回っていま

すが、大方は其中で決まるだろうということで、ほとんどの県や自治体も勉強会をやっているのではないかと思います。正式な書類が来ていないということで、正確には答えられないというお話です。

国連の勧告というのについては、既に考えていないという答弁がありました。日本が国連から多くの分野で勧告を受けても、テレビも新聞もほとんど報道しないという現状があります。

日本の生活保護の捕捉率は20%以下と低く、ドイツやフランスの60%から80%に比べると、大きくおくらせています。世界の流れとは逆に、国は、生活保護費抑制のために生活保護法を改悪させ、水際作戦にお墨つきを与えることを進めようとしています。

国は、国連社会規約を批准しており、この上位法の勧告に従わなければなりません。この国連規約委員会の罰則はありません。

市民に対しても、世界に対しても、しっかりと胸の張れる年金・生活保護行政が行われるように求めて、この項の質問を終わります。

続いて、3番に入ります。

国保行政についてです。

高くて払い切れない国民健康保険税、依然として資格証、短期証の発行が県内市や町の中で高い位置を占めています。

市民の健康と命を守る市の考えを求めるものです。

資格証・短期証発行世帯の収入や年齢の構成は把握されていますか。

です。減免制度の活用や納税相談での対応は十分に行われていますか。

です。資格証・短期証の発行基準を改善し、資格証の発行をやめるための対策は十分行われていますか。

です。全日本民医連の報道では、国保税や窓口負担が払えない理由での診療がおくれ亡くなった方は、全国で58人、県内でも1人発生していると言われています。無料・低額診療の制度周知を行う考えがありますか。

です。国へ国庫負担の増額を求める要請はどのように行われているか。

以上、5点について市の考えを求めるものです。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 3番の国保行政について、ご質問にお答えをいたします。

から につきましては、関連しておりますので、一括してお答えをいたします。

国民健康保険税を滞納しますと、市の国民健康保険税滞納者対策実施要綱及び国民健康保険証交付判定基準に基づき、滞納期間や納付状況等に応じて、短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付しております。

これらの短期被保険者証や被保険者資格証明書交付対象者には、事前に納税相談をお願いし、世帯員を含め、年齢、収入、預貯金、資産の確認を行い、生活実態の把握に努め、総合的に判断した上で交付をしております。

また、通常の納税相談に加え、休日納税相談会やトワイライトサービスなど、機会あるごとに、きめ細かに納税相談を行っております。

また、国民健康保険税の減免につきましては、市の国民健康保険税減免取扱要綱に基づき、納税相談を行う中で適正に実施しております。

なお、1年以内に納付のある場合は、その状況等により、2カ月間から6カ月間の短期証を交付し、1年以上全く納税がない場合にのみ資格証明書を交付しています。納税相談の中で、納税が困難な事情が認められる場合は、資格証明書にかえて短

期証を交付しておりますので、税負担の公平性を確保する上でも、今後も現行のとおり継続していきたいと考えております。

次に、 の無料・低額診療の制度周知を行う考えはあるかのご質問についてですが、広報等での周知は考えておりませんが、生活保護の相談などの際に、必要に応じて個別に案内をしたいと考えております。

最後に、 の国へ国庫負担の増額を求める要請はどのように行われているかのご質問についてお答えをいたします。

全国知事会、都道府県国保連合会、全国市長会等が主催し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して開催される国保制度改善強化全国大会に参加し、国庫負担の引き上げ等、国保制度の財政基盤の一層の強化を図る要望を全国の国保関係者とともに行うなどの活動を行っており、引き続き、栃木県、栃木県国民健康保険団体連合会と連携し、要望してまいります。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。

順次、再質問をしていきます。

判定基準に照らして、生活実態に合わせて、要綱に沿って適正に進めていると、資格証については1年以上の滞納があった場合と、公平性を保つために現行の制度をさらに進めていきたいという、1、2、3まとめたの答弁でございました。

さらに話を進めていきたいと思います。

年収200万以下が3割を占め、高齢者の世帯の発行が多い、こういう状況があります。那須塩原市の国保世帯の特徴として、県内の市や町の中でどういう位置にあるのか伺います。市民は高い保険料を払っている割には、市民1人当たりの年間医療費は低いのではないかと。24年の集計は今月末

あたりに出ると思いますが、多分今あるのは23年度の結果で聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 県内での那須塩原市の国保の状況というご質問についてですが、やはり議員がおっしゃるとおり、24年度のものについての情報はございません。23年度のものになってしまいますけれども、実際に資格証明書の交付世帯数ということであれば、県内で2番目に多うございます。6.18%となっております。県の平均は3.82%でございます。

金額的なものについてですが、実際に1人当たりの医療費ということであれば、県内の順位としては26位ということで、これ23年度の情報でございますが、25万1,768円という資料がございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 今、部長から答弁があったとおりだと思います。市民は高い保険料、1年間に1人当たり10万758円、十余払っている割には、市民1人当たりの年間の医療費、今部長が言われた25万1,768円、第2位と。この年は27市町ありまして、その中の県平均が27万4,679円なので、那須塩原市、このときは2番目に安いと、こういう状況でした。

に入っていきます。

納税相談、休日納税相談の話が答弁の中に出ました。私も日本共産党は、日本全国でこれは提案しているものです。那須塩原市の24年度は、総選挙と重なり、2回になった休日の納税相談、ことは何回計画されていますか。これを教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 今年度は、一応3回を予定しております。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 去年は、額はふえたけれど、2回で終わってしまったということで、人数が減ってしまったと、そういう現状があります。

ぜひこういった市民に優しい、市民に理解されるような、そういう制裁よりもきめ細やかな対応をということで、こういった相談、しっかりと確保してほしいと思います。

2012年6月に発表された厚労省の調査で、国内国保加入者医療費全額窓口払いによる資格証の交付が4年連続ワーストワンの栃木県、国保加入世帯32万9,906世帯のうち資格証を交付された世帯は1万2,617世帯で、全加入世帯の1.4%、全国平均は1.4%であり、この3倍近いのが栃木県の資格証の発行数です。その中で、先ほども部長の答弁がありましたように、那須塩原市ワースト2位と、こういう位置です。1位は日光市と、よく見ると那須塩原市が2位と、これも2年連続と。

短期証の発行もワースト2位、発行率7.14%で、7%台は那須塩原市のみと。

市内の加入世帯1,991世帯の滞納世帯は3,651世帯で、18.29%の滞納です。これは、滞納というのは一度でも支払いがおくれたらこの世帯に入ると、こう私は理解しております。

県内で合併から続いたワーストワンの収納率も現在は13位と、ちょうど真ん中まで改善されています。そういう中で、那須塩原市、依然として高い資格証の発行を行っています。

県内でも前回資格証を発行した上三川、那珂川町、芳賀町の3市町は、3つとも共通するのは、国保財政が赤字の自治体です。赤字であるにもかかわらず、県内の自治体の半数、これは赤字です。

こう報道される中、資格証の発行が2年連続ワースト2位的那須塩原市、国保収納率が改善され、財政も豊かな那須塩原市が、漫然と高い比率で資格証を発行し続けるのか。市民の命と健康を優先して、機械的な発行はやめるべき時期に来ていると思うが、市の考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 今の議員のご質問にお答えする前に、先ほど、県内での順位ということで、23年度の1人当たりの医療費の順位26位とお答えしたんですが、25位の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

また、資格者証の交付の世帯数の割合なんですけれども、こちらについては、24年6月1日現在ということにつけ加えさせていただきます。

先ほど議員からご質問のありましたところでございますが、先ほどもお答え申し上げましたとおり、税負担の公平性という部分、制度の公平性という部分を考えますと、これまでどおり対応をとるというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 税の公平性から今までどおり発行するという答えだったと思います。先ほどの答えと変わらないということですが。

那須塩原市が、市民の命と健康を優先して、機械的な発行はやめるべき時期に来ているというのが私の意見です。住民の命や暮らしを守る立場から、悪質な滞納者以外、資格証の交付はやめるべきです。

に入ります。無料・低額診療の話です。

これは、周知は考えていないということでした。

あわせて、その後にもかかりますので、先に

進めていきたいと思えます。

この無料・低額診療、認められているのはこの地域では日赤と済生会ということは、前にも述べたことがあると思えます。県や中核市まで認可できるようにになりましたが、意欲のある医療機関が申請してもなかなか認められない状況があります。

那須塩原市で生活保護を受けている方が、昨年の12月に亡くなりました。亡くなってから相当の日が経過してからの発見となりましたが、原因は聞かせてもらえなかったのわかりません。わかりませんが、そこで伺っていきます。

生活困窮者に保険証がなくても、とりあえず医療機関で診療するというシステム、これが無料・低額診療です。既に広報などで周知することは考えていないという答弁が出ていますが、こういうシステムをつくる必要があると思えますが、考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 無料医療という形でのご質問のところにつきましては、ホームページなどで検索をいたしますと、栃木県民主医療機関連合会というふうなところのホームページで案内が出ておまして、こちらについては、宇都宮の医療機関が2つ案内として出てくると、実際にはそこに文言として、日赤とか済生会とかというところの病院も該当になりますよというふうなところで案内がされています。実際に医療機関でどのような取り扱いというのは、医療機関ごとの取り扱いというふうにも聞いております。

この部分については、先ほど申し上げましたとおり、生活保護等でご相談があった際に、この制度が妥当だというふうな場合には、ご案内をさしあげるといふことで所管の課としては考えておりますが、生活保護受給に至らない時点でも、

早急に治療が必要だというふうな場合には、臨機応変な対応というのは、制度の中でとれない部分ではありませんので、実際にとっているところもございますので、その部分についてはケース・バイ・ケースというふうなことで対応しているというふうにご理解いただければと思います。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 生活保護という中で、緊急性のある場合はということでのお知らせをしているというお話だったと思います。

厚生省は、01年、無料・低額診療について、必要性が薄らいでいるので抑制を図るとした通知を都道府県に送り、新規事業抑制を図ってきました。この流れを変えたのは、08年9月、質問主意書によって、政府がホームレスの自立を支援する基本方針08年改定で、無料・低額診療の積極的活用をうたっていることなどを示して、国自身がしっかりとうたっていたと。うたっていたにもかかわらず、必要性が薄らいでいるので抑止を図ると、こういう矛盾した方針をとっていたという中で、無料・低額診療の重要性を国は評価し、届け出の不受理を求めているものではないと回答し、09年以降、全国で290の医療機関だったものが、12年にはその倍の592施設でその実施が大きく伸びております。

さらに、最後の に入ります。

国への国庫負担の増額です。国保の国庫負担をふやすことを求める地方議会の意見書が、先ほど部長の答弁にも重なる部分が相当あります。2010年だけで1年間で150を超え、その多くが1984年の国保改悪前の国庫負担50%の水準に戻すことを求めています。

11年度、県内の市や町の国保財政の半数は赤字決算です。国保財政がこんなになった最大の要因は、国が国庫負担を49.6%から半減させて、25%

までに減らし続けてきたことにあります。国が検討している県ごとの広域化を行っても、各市町村の独自の努力を否定することになってしまい、国庫負担を引き上げない限り、財政再建が困難であることは明らかです。

市が、ここ最近、一般会計からの繰り入れを減らし、財政調整基金の取り崩しをふやす昨年度からの予算づくりは、早期に国庫財政を減らしてしまい、国保料の引き上げにつながるのではないかと、こう私は懸念しております。このことについての市の考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 国保料の引き上げ、国保税の改定ということでご質問かと思えます。

国保税の改定につきましては、3年ごとに、過去の収支バランス、今後の医療給付の見直しをもとに改正を行っております。次期見直しにつきましては、今年度、国保運営協議会に諮問し、平成26年4月1日からの適用というふうなスケジュールになっております。ここについてはまだ不透明というか、確定した情報がございませんので、今後手順を追って手続を進めさせていただき、その中でご説明をというふうにご考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） まだこれから先のことという答弁だったと思います。26年というお話でございます。

最近の市の国保の予算づくりについて、国保料の引き上げに早期に結びつく懸念を私は持っています。滞納繰越の解消も含め、国保財政を再建するための那須塩原市の独自の努力がこれからも求められます。

全国市長会など地方六団体とあわせて、国保改

善強化全国大会、全国市長会などと連携した国庫負担の引き上げに関する要望をしっかりと国にも引き続き出していただきたいと思います。

この項の質問を終わります。

最後の4の難病対策についてです。

障害者手帳を持たない難病患者も、4月から居宅介護や補装具などの利用ができるようになりましたが、現状と課題について市の考えを求めるものです。

周知のおくれや不十分さが報道されているが、該当する市民の把握はどのように行われていますか。

です。制度の谷間を埋める改善措置によって、新規に申請した市民はどのくらいいますか。

です。周知の方法、体制の整備は十分確保されていますか。

以上、3点について市の考えを求めるものです。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 4番目の難病対策についてお答えをいたします。

初めに、の該当する市民の把握はどのように行われているかのご質問についてお答えをいたします。

一般の障害者自立支援法から障害者総合支援法への法改正により、国が研究事業を行っている130の疾患、いわゆる難病に該当する方の障害福祉サービス利用が可能となりました。

130疾患の難病患者について、現段階では、市町ごとの数について確認できる統計資料等がなく把握してはございませんが、そのうち栃木県が指定する58疾患、いわゆる特定疾患治療研究事業の本市の対象者は、平成25年4月1日時点で666名となっております。

次に、の制度の谷間を埋める改善措置によっ

て、新規に申請した市民はどれくらいいるかのご質問についてですが、新規に対象となった難病の方が、難病対象者である旨の証明をもってサービス利用を申請された方については現在おりません。

最後に、の周知の方法、体制の整備は十分確保されているかのご質問についてですが、「広報なすしおばら」にて周知をしており、今後も、障害福祉サービス制度とあわせて、適宜お知らせしてまいります。

また、難病の方のサービス利用に当たっては、自立支援協議会を構成する相談支援事業所やサービス提供事業所と、情報の共有、意思の疎通を図っておりまして、今後も医療機関を含め関係機関と連携し対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） この制度、ことしの2月12日、都道府県で説明して、その後、都道府県は市区町村に注意事項などを説明していると、体制の整備が間に合っていないと、こう新聞でも報道されています。そういう中で、たまたま東京都で申請された方がたったの7人と、こういう報道がありました。

那須塩原市、どうなっているんだろうと、先ほど部長が答弁されました130疾患の難病患者、全国で750万人いると、こう言われています。その中で、これまでは一部の先進自治体を実施する補助事業でしたが、全ての自治体で実施できるようになります。

そこで伺っていきます。

利用する場合は介護保険制度が優先適用され、利用料は原則1割の患者負担となる。これだけの理解でよいのか、留意点があれば聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） ただいまのご質問
なのですが、手持ちに資料がございません。ちょ
っと答弁は差し控えさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 那須塩原市、該当する市
民が666人と、これはしっかり捉えているよう
です。

そのうちで、県で指定する58の疾患という話
があります。私の知り合いにも、200万人に1人
という奥さんがそういう難病にかかっているとい
う知り合いもいます。ぜひこの制度をしっかり使
えるように進めていっていただきたいと思いま
す。

せっかく新しい制度ができて、対象の当事者
が知らなくては利用することができません。行政
はしっかりと責任を持って周知徹底してください。

それと、那須塩原市のホームページ、これもほ
とんど東京でも対応がされていないというお話
でしたが、那須塩原市は今年の5月に書きか
えたというふうに私見していますが、実態はど
うなっていますか、聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 書きかえ等は行っ
ておりません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 繰り返しになりますが、
せっかくの制度です。しっかりと使えるように広
報、周知をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、11番、高久好一君
の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で本日の議事日程は全
部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時07分